

埼玉県公の施設の在り方に関する報告書

令和7年3月

埼玉県公の施設の在り方有識者会議

目 次

第1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
第2	会議対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
第3	在り方検討の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
第4	対象施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
1	県民活動総合センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
2	伊豆潮風館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
3	県民の森、森林科学館、みどりの村・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 19
4	げんきプラザ（加須、大滝、長瀬、小川、神川、名栗）・・	P. 28
5	県立図書館（熊谷、久喜）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 50
第5	提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 59
第6	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 65
参考	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 66
	（資料1）埼玉県公の施設の在り方有識者会議設置要綱・・	P. 67
	（資料2）埼玉県公の施設の在り方有識者会議委員一覧・・	P. 68
	（資料3）検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 68

第1 はじめに

埼玉県においては、高齢化等に伴う社会保障関連経費の増加などにより、厳しい財政状況が続いており、今後、県が保有する施設の整備や維持管理に要する財源の確保が一層厳しくなることが予想される。また、少子高齢化社会が進展しDXが加速化する中、行政サービスへのニーズは多様化している。

公の施設*を取り巻く環境が変化する中、埼玉県では、県有資産を効果的かつ効率的に管理運営していくため、いわゆるファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、長期的かつ戦略的な県有資産のマネジメントに取り組んでいる。

この考え方の下、将来世代にわたり必要な施設に投資をしていくためには、既存の施設について、社会構造の変化やDXの進展を踏まえ、集約化や廃止も含めた在り方の検討を行い、施設総量の抑制や費用対効果の高い施設運営を図っていくことが必要である。

このたび、埼玉県が保有する公の施設について、専門的な見地から施設の必要性や活用方策の助言に関して知事に提言することを目的として、令和6年11月1日に埼玉県公の施設の在り方有識者会議が設置された。

本会議では、県から提案があった会議対象施設について、設置目的や類似競合、財政負担など、後述する6つの視点を含めて県からの資料提出等を基に現状の確認を行うとともに、全2回の会議を開催し、本会議の報告書としてここに取りまとめた。

この報告が、今後の埼玉県のファシリティマネジメントの推進に資することを期待する。

* 公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、地方自治法に基づき地方公共団体が設置する施設

令和7年3月25日

埼玉県公の施設の在り方有識者会議委員

会長	南 学	委員	齊藤 由里恵
委員	堤 洋樹	委員	宮川 暁世

第2 会議対象施設

- 設置から30年以上が経過し、社会経済情勢の変化に伴う利用者数の減少や、市町村、民間などが設置する類似の施設との競合、今後見込まれる多大な改修費用などの課題が見られる施設として、県から提案があった県民活動総合センター、伊豆潮風館、県民の森、森林科学館及びみどりの村を対象に検討を行った。
- また、県教育局において、これまで在り方の検討を進めてきたげんきプラザ及び県立図書館について、施設整備の方向性（考え方）が示されたため、その妥当性について検討を行った。

<施設一覧>

No.	所管部局	施設名	所在地	開設年	築年数	延床面積 (㎡)	R6指定管理委託料 (千円)
1	県民生活部	県民活動総合センター	伊奈町	H2	35年	23,314	339,987
2	福祉部	伊豆潮風館	静岡県伊東市	S63	36年	3,862	154,820
3	農林部	県民の森	横瀬町	S56	43年	1,035	18,358
		森林科学館	秩父市	H6	30年	999	22,340
		みどりの村	小鹿野町	S61	38年	723	19,286
4	教育局	げんきプラザ (加須、大滝、長瀬 小川、神川、名栗)	加須市	S59	40年	4,926	直営
			秩父市	H4	32年	8,921	直営
			長瀬町	H4	32年	3,765	76,050
			小川町	S46	53年	4,953	89,160
			神川町	S48	51年	2,764	85,705
			飯能市	S56	43年	5,123	97,403
5	教育局	県立図書館 (熊谷、久喜)	熊谷市	S45	54年	3,580	直営
			久喜市	S55	44年	4,059	直営

<施設位置図>



第3 在り方検討の視点

以下の（１）から（６）の視点に基づき、対象施設の在り方の検討を行った。

（１）設置目的

- ▶ 社会経済情勢の変化に伴い、公の施設としての役割が低下していないか。

（２）類似競合

- ▶ 近隣都県、市町村、民間などが設置する類似の施設と競合していないか。

（３）財政負担

- ▶ 多大な改修費用や運営費用がかかっても、施設を維持する必要があるか。

（４）利用者数

- ▶ 設置目的や維持管理コストに見合った利用がされているか。
- ▶ 利用者が減少している場合、今後、増加が見込めるか。

（５）利用対象

- ▶ 利用者が施設の近隣市町村の居住者に偏っていないか。

（６）役割分担

- ▶ 地元市町村が管理運営を行うか、既存の市町村施設との一体的活用を行う方が、サービスの向上が図れることはないか。

第4 対象施設の現状

第4 対象施設の現状

1 県民活動総合センター

2 伊豆潮風館

3 県民の森、森林科学館、みどりの村

4 げんきプラザ (加須、大滝、長瀬、小川、神川、名栗)

5 県立図書館 (熊谷、久喜)



(1) 設置目的

県民の自治と連帯による地域づくりに必要なボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、女性活動、青少年活動、高齢者活動その他の組織的活動の促進及び県民一人一人の生涯学習の充実を図る。

(2) 施設の概要

【基本情報】

- 所在地:北足立郡伊奈町内宿台
- 設置年:平成2年(築35年)
- 敷地面積:59,997㎡ 延床面積:23,314㎡
(うち、宿泊棟の延床面積:4,263.75㎡)
- 管理形態:指定管理者(令和6～10年度)
- 指定管理料(令和6年度当初予算):339,987千円

➤ 主な施設機能

小ホール(401席)、会議室・セミナー室(25室)
 宿泊室(和室12、洋室16) ※ 最大98名
 制作室(5室)、体育館(バスケットコート1面分)
 運動施設(グラウンド、テニスコートなど)、和室、茶室

【施設において実施している主な事業等】

- 県民活動の場の提供(貸館)
 - ・ホール、体育館、会議室と宿泊施設を併設した一体利用、市町村施設の補完的機能(附属サービス:食堂・コンビニなど)
- 県民活動の支援
 - ・たまサポ(彩の国市民活動サポートセンター)による活動支援、市町村支援
(NPO法人の設立や運営、ボランティア活動などに係る相談業務、市民活動コーディネーターによる伴走支援、埼玉市民活動サポートセンターネットワークの事務局として研修など)
- 生涯学習機会の提供
 - ・地域で活躍するボランティア講師の育成
 - ・多様な学習ニーズに対応した講座により生涯学習をサポート
- 財団事業である、埼玉未来大学、シルバー事業との連携



埼玉未来大学



たまサポ

【施設の利用状況・利用料金収入】

	時期	利用人数	利用料金収入
開設当初	平成2年度	267,976人	6,345千円
ピーク時(A)	平成30年度	788,387人	127,433千円
直近(B)	令和5年度	745,057人	91,803千円
ピーク時からの増減率(((B/A)-1)×100)		▲5.5%	▲28.0%

※ コロナ禍後はイベント開催等により来場者が増加傾向にあるが、宿泊利用がコロナ前の水準に戻り切っていない。

➤ 貸館の利用率

主な施設機能	R1	R2	R3	R4	R5
小ホール	64.7%	19.6%	32.1%	53.2%	51.6%
宿泊室	51.9%	6.4%	8.5%	25.9%	35.1%
会議室・ セミナー室	64.9%	39.4%	54.1%	56.3%	60.2%
制作室	56.1%	29.3%	35.7%	44.8%	35.8%
体育館	99.4%	74.6%	79.3%	99.0%	92.8%
和茶室	73.8%	43.3%	49.4%	54.2%	52.8%

➤ 彩の国市民活動サポートセンターの利用状況

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	32,232人	10,129人	12,709人	28,101人	27,352人

➤ 生涯学習講座等の利用状況、ボランティア講師の養成数

	R1	R2	R3	R4	R5
講座 受講者数	19,181人	6,305人	8,501人	11,003人	14,288人
ボランティ ア講師 登録者数	171人	150人	168人	175人	157人

- 利用者の分析(県内居住地) ・予約情報による県共助社会づくり課調べ
 ・団体利用の場合、住所は、代表者の住所による
 ・県外居住者、イベント・講座等参加者除く

施設利用者

順位	市町村名	人 数	割 合
1	伊奈町	97,256人	34%
2	さいたま市	90,725人	32%
3	上尾市	28,964人	10%
4	蓮田市	11,571人	4%
5	桶川市	5,806人	2%
	その他	49,192人	18%

令和5年度

施設利用者

順位	市町村名	人 数	割 合
1	さいたま市	77,987人	33%
2	伊奈町	74,099人	31%
3	上尾市	28,693人	12%
4	桶川市	9,126人	4%
5	蓮田市	8,399人	4%
	その他	36,569人	16%

令和4年度

宿泊利用者

順位	市町村名	人 数	割 合
1	さいたま市	1,364人	32%
2	伊奈町	1,348人	32%
3	上尾市	276人	6%
4	北本市	251人	6%
5	春日部市	244人	6%
	その他	760人	18%

宿泊利用者

順位	市町村名	人 数	割 合
1	伊奈町	894人	31%
2	さいたま市	865人	30%
3	春日部市	248人	8%
4	北本市	199人	7%
5	桶川市	135人	4%
	その他	572人	20%

※ 宿泊の主な利用目的は、吹奏楽など学校の部活動の合宿や、青少年のスポーツ合宿、企業による新人研修など

【県による将来コスト推計】

- 指定管理料 約3億円/年 ※ 指定管理料には、施設の管理運営費(人件費、施設管理費など)、彩の国市民活動サポートセンター(通称「たまサポ」)などの運営費が含まれる。
- 維持修繕及び大規模改修費用の概算 (R7～R31)25年間で約78億円
 - ・令和9年度、12年度、15年度、18年度の4期に分けて、大規模改修を実施する場合の経費
 - ・県共助社会づくり課による試算

【県による将来ニーズ分析】

- 施設のサービス等に関連する社会環境の変化の状況
 - ・コロナ禍を経験し、利用者ニーズが多様化(対面のみ ⇒ オンラインなど)している。
 - ・高齢者の就業期間の長期化、女性の有業率の上昇等により、地域社会活動の時間が減少している。
 - ・利用者層の高年齢化が進んでおり、若年層の利用者数が伸びていない。
- 社会環境の変化を踏まえた施設の将来ニーズ
 - ・県では、「埼玉県5か年計画」において、「地域社会活動参加率の向上」を指標に位置付けて取り組んでいるが、数値目標を下回っている状況(R5目標37.6% 実績35.2%)である。
 - ・高齢者の就業期間の長期化、女性の有業率の上昇等により、地域社会活動の時間が低下している中で、元気な高齢者など多くの県民が地域の担い手として活動できるような支援については、これまで以上に県の役割が期待されている。
 - ・特に、県民の地域活動を支援する中間支援機能や、担い手を育成する埼玉未来大学などソフト機能については、拡充が必要である。

第4 対象施設の現状

- 1 県民活動総合センター
- 2 伊豆潮風館
- 3 県民の森、森林科学館、みどりの村
- 4 げんきプラザ
(加須、大滝、長瀬、小川、神川、名栗)
- 5 県立図書館
(熊谷、久喜)



(1) 設置目的

障害者とその家族が気軽に宿泊・休養し、各種のレクリエーション等を通して相互の親睦を深めることで、障害者の健康増進と社会参加の促進を図るための必要な事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供する。

(2) 施設の概要

【基本情報】

- 所在地: 静岡県伊東市富戸
- 設置年: 昭和63年(築36年)
- 敷地面積: 13,015㎡ 延床面積: 3,862㎡
- 管理形態: 指定管理者(令和3～7年度)
- 指定管理料(令和6年度当初予算): 154,820千円

➤ 主な施設機能

客室17室 宿泊定員80人

(和洋折衷室4人×4室、和室5人×10室・4人×1室、特別室5人×2室)

大広間1室(宴会用81畳)、会議・研修室1室(60人)

天然温泉 大浴場(男女各1室)、家族風呂(2室)

食堂、スナック、娯楽室、麻雀室、売店、ランドリー、
多目的広場、屋外子供用プール(夏季のみ)

【施設において実施している主な事業等】

- 障害者に配慮した設備・サービス等
 - ・介助用リフト付き浴場
 - ・点字案内板
 - ・オストメイト対応トイレ
 - ・緊急通報装置
 - ・県内各地からのリフト付き福祉バス送迎
 - ・地元観光イベント無料送迎
 - ・配慮食提供



介助用リフト



点字案内板

(参 考) 宿泊料金

障害者		高齢者	その他			
			県民		県外	
			大人	小学生	大人	小学生
大人	小学生		大人	小学生	大人	小学生
2,100円	1,500円	3,900円	4,700円	3,000円	5,200円	3,400円

【施設の利用状況・利用料金収入】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 *1	R3 *2	R4	R5 *3
利用人数	12,692人	13,297人	13,453人	14,379人	13,878人	12,932人	4,255人	2,838人	9,223人	4,945人
うち県民	8,622人	9,059人	9,095人	9,752人	9,730人	9,019人	2,687人	1,661人	5,450人	2,985人
利用料金収入	102,401千円	105,975千円	108,372千円	112,880千円	112,184千円	103,362千円	53,397千円	25,829千円	70,786千円	39,561千円

*1 R2…150日休館 新型コロナウイルス拡大、改修工事

*2 R3…259日休館 新型コロナウイルス拡大、改修工事

*3 R5…215日休館 改修工事

➤ 利用者及び利用料金収入の分析

区 分		R1	R2	R3	R4	R5	R6(4～9月)
宿泊者数		12,932人	4,255人	2,838人	9,223人	4,945人	6,593人
内 訳	障害者	5,303人	1,752人	1,165人	3,867人	1,999人	2,640人
	介護者	3,661人	1,186人	799人	2,605人	1,422人	1,880人
	高齢者(65歳以上)	2,381人	650人	575人	1,496人	797人	1,164人
	その他(一般)	1,587人	667人	299人	1,255人	727人	909人
営業日数		358日	215日	106日	357日	151日	178日
客室稼働率		75.6%	49.8%	65.4%	64.2%	78.7%	81.2%
定員利用率		45.2%	24.7%	33.5%	32.3%	40.9%	46.3%
割 合	障害者	41.0%	41.2%	41.1%	42.0%	40.4%	40.0%
	介護者	28.3%	27.9%	28.2%	28.2%	28.8%	28.5%
	高齢者(65歳以上)	18.4%	15.3%	20.3%	16.2%	16.1%	17.7%
	その他(一般)	12.3%	15.6%	10.4%	13.6%	14.7%	13.8%
	県 内	66.2%	60.4%	55.4%	55.3%	57.1%	58.5%
	県 外	33.8%	39.6%	44.6%	44.7%	42.9%	41.5%

※ 新規利用者とリピーターの割合 R4:新規44.0%、2～4回26.2%、5回以上29.8% R5:新規38.0%、2～4回30.8%、5回以上31.2%

- ・新型コロナウイルス感染症が流行する以前における宿泊者数は、平均13,500人程度あった。
- ・令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で休館期間が生じ、利用者が減少した。特に団体利用が大幅に減少して1～2人の少人数利用が増加したことにより定員利用率が低迷した。
- ・令和5年度は大規模改修工事により営業期間が5か月間の実績、令和6年度は9月までの実績だが、客室稼働率と定員利用率は回復し、令和6年度の年間宿泊者はコロナ前の水準である13,000人台に回復する見込みである。
- ・利用者の内訳としては、障害者・介護者の割合は約70%で推移しているが、県内利用者の割合が令和元年度の66.2%から令和6年度は58.5%に減少している。県内の利用率を高めていくことが課題であり、県内障害者施設などへの営業を強化している。
- ・利用料金収入については、利用者数に比例して増減しており、令和6年度はコロナ前の水準である100,000千円を超える見込みである。

(参考)宿泊者数の障害種別、県内／県外の割合

■令和元年度		障害者									
		内訳					障害者計	介護者	高齢者	一般	合計
		身体障害	知的障害	精神障害	難病	要介護					
合計	人数	2,989	1,856	243	22	193	5,303	3,661	2,381	1,587	12,932
	割合	23.1%	14.4%	1.9%	0.2%	1.5%	41.0%	28.3%	18.4%	12.3%	100.0%
県内	人数	1,562	1,563	186	5	89	3,405	2,552	1,482	1,116	8,555
	割合	18.3%	18.3%	2.2%	0.1%	1.0%	39.8%	29.8%	17.3%	13.0%	100.0%
県外	人数	1,427	293	57	17	104	1,898	1,109	899	471	4,377
	割合	32.6%	6.7%	1.3%	0.4%	2.4%	43.4%	25.3%	20.5%	10.8%	100.0%

■令和2年度		障害者									
		内訳					障害者計	介護者	高齢者	一般	合計
		身体障害	知的障害	精神障害	難病	要介護					
合計	人数	938	396	316	20	82	1,752	1,186	650	667	4,255
	割合	22.0%	9.3%	7.4%	0.5%	1.9%	41.2%	27.9%	15.3%	15.7%	100.0%
県内	人数	489	321	258	1	27	1,096	761	319	394	2,570
	割合	19.0%	12.5%	10.0%	0.0%	1.1%	42.6%	29.6%	12.4%	15.3%	100.0%
県外	人数	449	75	58	19	55	656	425	331	273	1,685
	割合	26.6%	4.5%	3.4%	1.1%	3.3%	38.9%	25.2%	19.6%	16.2%	100.0%

■令和3年度		障害者									
		内訳					障害者計	介護者	高齢者	一般	合計
		身体障害	知的障害	精神障害	難病	要介護					
合計	人数	670	288	159	3	45	1,165	799	575	299	2,838
	割合	23.6%	10.1%	5.6%	0.1%	1.6%	41.1%	28.2%	20.3%	10.5%	100.0%
県内	人数	344	197	124	0	28	693	458	265	155	1,571
	割合	21.9%	12.5%	7.9%	0.0%	1.8%	44.1%	29.2%	16.9%	9.9%	100.0%
県外	人数	326	91	35	3	17	472	341	310	144	1,267
	割合	25.7%	7.2%	2.8%	0.2%	1.3%	37.3%	26.9%	24.5%	11.4%	100.0%

■令和4年度		障害者									
		内訳					障害者計	介護者	高齢者	一般	合計
		身体障害	知的障害	精神障害	難病	要介護					
合計	人数	2,248	883	618	21	97	3,867	2,605	1,496	1,255	9,223
	割合	24.4%	9.6%	6.7%	0.2%	1.1%	41.9%	28.2%	16.2%	13.6%	100.0%
県内	人数	1,028	610	436	8	67	2,149	1,459	767	729	5,104
	割合	20.1%	12.0%	8.5%	0.2%	1.3%	42.1%	28.6%	15.0%	14.3%	100.0%
県外	人数	1,220	273	182	13	30	1,718	1,146	729	526	4,119
	割合	29.6%	6.6%	4.4%	0.3%	0.7%	41.7%	27.8%	17.7%	12.8%	100.0%

■令和5年度		障害者									
		内訳					障害者計	介護者	高齢者	一般	合計
		身体障害	知的障害	精神障害	難病	要介護					
合計	人数	999	541	363	11	85	1,999	1,422	797	727	4,945
	割合	20.2%	10.9%	7.3%	0.2%	1.7%	40.4%	28.8%	16.1%	14.7%	100.0%
県内	人数	501	389	205	3	61	1,159	847	352	468	2,826
	割合	17.7%	13.8%	7.3%	0.1%	2.2%	41.0%	30.0%	12.5%	16.6%	100.0%
県外	人数	498	152	158	8	24	840	575	445	259	2,119
	割合	23.5%	7.2%	7.5%	0.4%	1.1%	39.6%	27.1%	21.0%	12.2%	100.0%

【類似施設の設置状況】

- 伊豆潮風館は身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設(障害者更生センター)として、地方公共団体が設置するものとされている
- 本施設含め、全国に3施設のみ設置されている
- 他都道府県の設置状況

■ 愛媛県

施設名 愛媛県障がい者更生センター道後友輪荘
開 設 昭和58年度
概 要 客室11室(定員45人)、食堂、喫茶コーナー、大広間、会議室(2室)、小会議室(1室)、大浴場(男女各1室)、中浴場、家族風呂

■ 横浜市

施設名 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘
開 設 昭和59年度
概 要 客室13室(定員39人)、レストラン、大広間(宴会用)、ホール(団体客夕食会場)、大浴場(男女各1室)、小浴場(2室)、研修室(2室)、体育館、児童遊戯室、ふれあいホール(談笑室)

【県による将来コスト推計】

- 指定管理料 約1.5億円/年
 - 維持修繕及び大規模改修費用の概算 (H30～R19)20年間で約10億円
- ※ 令和10年度に、外部建具、照明設備、空調設備の大規模改修費用(約2.8億円)が見込まれる。

【県による将来ニーズ分析】

➤ 施設のサービス等に関連する社会環境の変化の状況

- ・障害者数について、身体障害は微減している一方で知的障害、精神障害、発達障害は大きく増加している。
- ・民間のホテルや旅館ではバリアフリー化が進んではいるものの、バリアフリー法における宿泊施設の車椅子利用者用客室の設置義務は極めて限定的である。(客室数50室以上、客室数の1%以上、新築・増改築のみ)
- ・障害者差別解消法において民間事業者の合理的配慮提供が義務化されたが、過重な負担となる場合には合理的配慮は提供されず、その前提となる環境の整備は努力義務のみである。
- ・また、バリアフリーに関する教育訓練を実施している民間宿泊施設は25.3%にとどまっている。(令和4年度観光庁調査)
- ・知的・精神・発達障害の方は、ときに大声を出したり落ち着きがなく、こうした障害特性のある方は民間宿泊施設を利用することは非常に難しい。
- ・以上のとおり、現段階において民間施設は代替できるところまで至っていない。
- ・伊豆潮風館は、ハード面だけでなく、ソフト面でも障害理解のあるスタッフがおり、他の利用者の理解もあり、障害者とその家族が安心して利用できる施設である。

➤ 社会環境の変化を踏まえた施設の将来ニーズ

- ・令和6年7月に開催された施策評価有識者会議を踏まえた有識者の評価として、「今後さらに民間宿泊施設のバリアフリー化も進んでいくと予想される状況下で、老朽化が進む施設を維持・運営していく手法は最適解とは言い難い。」と示されたことから、本施設の廃止を検討することとした。
- ・障害者団体を通じニーズ調査を実施して代替事業を検討し、令和8年度からの次期指定管理期間での廃止を検討する。

第4 対象施設の現状

1 県民活動総合センター

2 伊豆潮風館

3 県民の森、森林科学館、みどりの村

4 げんきプラザ
(加須、大滝、長瀬、小川、神川、名栗)

5 県立図書館
(熊谷、久喜)



県民の森



森林科学館



みどりの村

(1) 設置目的

【県民の森】

県民の森林に対する理解を深めるとともに、自然とのふれあいのなかでその健康の増進を図る。

【森林科学館】

県民が森林及び林業について学習する機会を設けることにより、県民の森林及び林業の役割に関する理解を深め、もって林業の振興を図る。

【みどりの村】

山村の豊かな自然とのふれあいの中で、県民の山村における農業及び林業に対する理解を深める。

(2) 施設の概要

【基本情報】

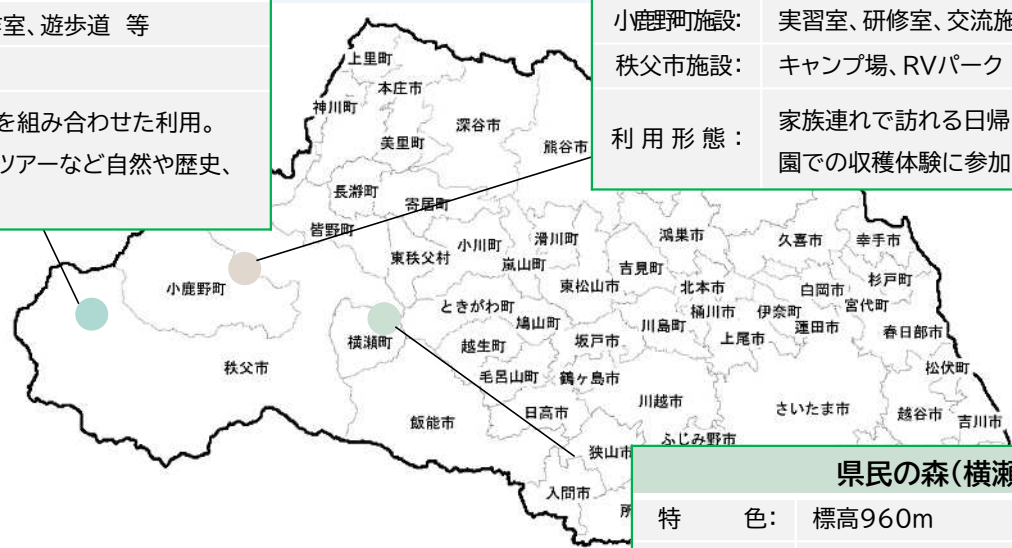
	森林ふれあい施設		
	県民の森	森林科学館	みどりの村
所在地	秩父郡横瀬町 大字芦ヶ久保字丸山北平	秩父市中津川	秩父郡小鹿野町飯田
設置年	昭和56年（築43年）	平成6年（築30年）	昭和61年（築38年）
敷地面積	68ha	11ha	17ha
延床面積	1,035㎡	999㎡	723㎡
管理形態	指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理料 (令和6年度当初予算)	18,358千円	22,340千円	19,286千円

3 県民の森、森林科学館、みどりの村

【施設において実施している主な事業等】

森林科学館(秩父市)

特 色:	標高750m 奥秩父の原生林や中津川渓谷など豊かな自然景観に恵まれ、森林の働きなどが学べる。
県 施 設:	展示室、学習室、木工工作室、遊歩道 等
秩父市施設:	宿泊棟、コテージ
利 用 形 態:	日帰り利用と滞在型利用を組み合わせた利用。 登山や秩父鉾山をめぐるツアーなど自然や歴史、文化を体験できる。



※ 施設管理の役割分担は次のとおり。
県管理: 森林科学館、ふれあいの森及び遊歩道等
秩父市管理: こまどり荘、コテージ

※ こまどり荘のバーベキュー施設を利用して、アウトドア料理体験を開催している。

みどりの村(小鹿野町、秩父市)

特 色:	標高400m 山村のなだらかな丘陵地に位置し、都市と山村が交流する場を提供。
県 施 設:	広場、体験農園、駐車場 等
小鹿野町施設:	実習室、研修室、交流施設
秩父市施設:	キャンプ場、RVパーク
利 用 形 態:	家族連れで訪れる日帰り客がイベントや、農園での収穫体験に参加している。



県民の森(横瀬町)

特 色:	標高960m 丸山を中心に自然にふれあいながら県民の健康づくりやレクリエーションを行うために整備
県 施 設:	広場、遊歩道、展望台 等
利 用 形 態:	秩父山系の入口に位置し、交通のアクセスが容易で、日帰り利用を中心に多くのハイキング客などに利用されている。



➤ 県による森林ふれあい施設の在り方の見直しと取組状況

- ・令和3年6月定例議会において、テーマが重複する施設の必要性について見直しを検討するよう意見が出された。
- ・令和3～4年度にかけて関係市町等の意見を聴取し、見直しを行った次の内容を、令和4年6月定例議会で報告した。

森林ふれあい施設の見直しについて

見直しの視点	名 称	見直しの内容・結果
○ 施設の機能に重複がないか。 ○ 各施設の利用実績 等	県民の森 (横瀬町)	【方向性】 良好な立地条件を活かした 森林とのふれあい機能 を重点化 【見直しの状況と今後の進め方】 ➢ 森林科学館と学習機能が重複する展示室及び利用実績が低調なデイキャンプ場を廃止する。 ➢ 横瀬町から町の官民連携事業を活用してもらいたいとの意見があった。今後、当事業との連携について検討していく。
	森林科学館 (秩父市)	【方向性】 森林の多面的機能の理解に寄与する 森林総合学習施設 としての機能を強化・重点化 【見直しの状況と今後の進め方】 ➢ 県民の森の展示品の移設やイベント内容の充実を図ることにより、森林総合学習の機能を強化する。 ➢ 遊歩道については、歩行者の安全性等を考慮し、地元住民等の意見を踏まえた上で、一部の路線を廃止する。
○ 都市と山村の交流施設として、時代の変化に対応して機能しているか。	みどりの村 (小鹿野町・秩父市)	【方向性】 山村地域にある県内唯一の 県営都市山村交流施設 として機能を強化 【見直しの状況と今後の進め方】 ➢ ワークेशन等、ウィズコロナにおける県民ニーズを取り込み、魅力ある施設を目指し活性化を図る。 ➢ 県と地元市町及び指定管理者で構成する協議会において、具体的なソフト事業の企画・立案を検討していく。

取組状況

- ・動植物の観察ツアー、ツリークライミング等による森林ふれあい体験の充実
- ・獣害対策による貴重な山野草の保護・回復による施設の魅力向上
- ・運営連絡協議会(町、指定管理者ほか)の設置・在り方を検討

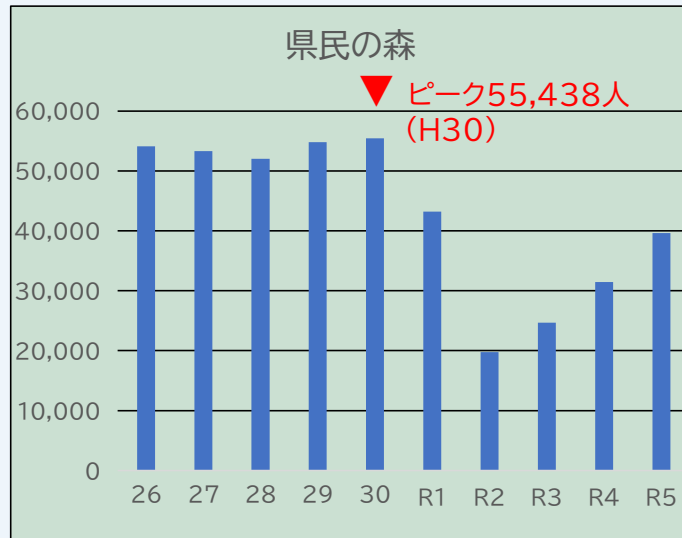
- ・SNSを活用した原生林等の紹介
- ・全国植樹祭・育樹祭のPR
- ・出張イベントでの森林科学館PR
- ・運営連絡協議会(市、県指定管理者、市指定管理者ほか)の設置・在り方を検討

- ・コワーキングスペースの設置等による時代のニーズに合わせた取組
- ・地元市町等と連携した交流イベントの開催
- ・運営連絡協議会(市町、県指定管理者ほか)での在り方を検討

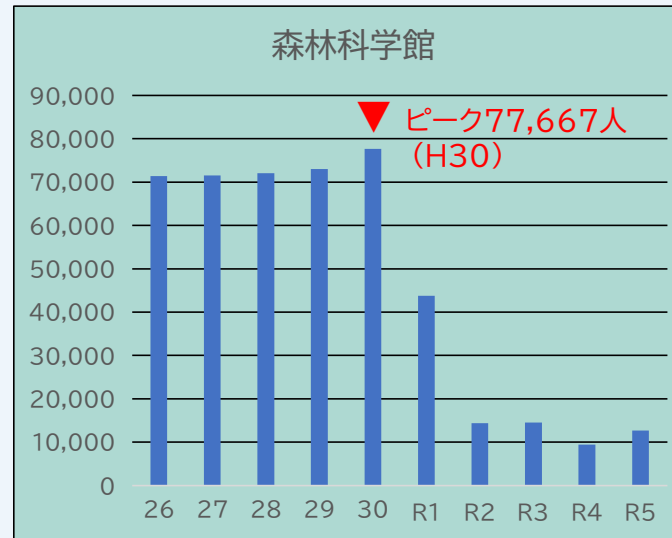
今後の取組

- ・より魅力のあるコンテンツの開発
- ・快適で楽しめる安全安心な施設の充実
- ・地元自治体や地域関係者との連携強化

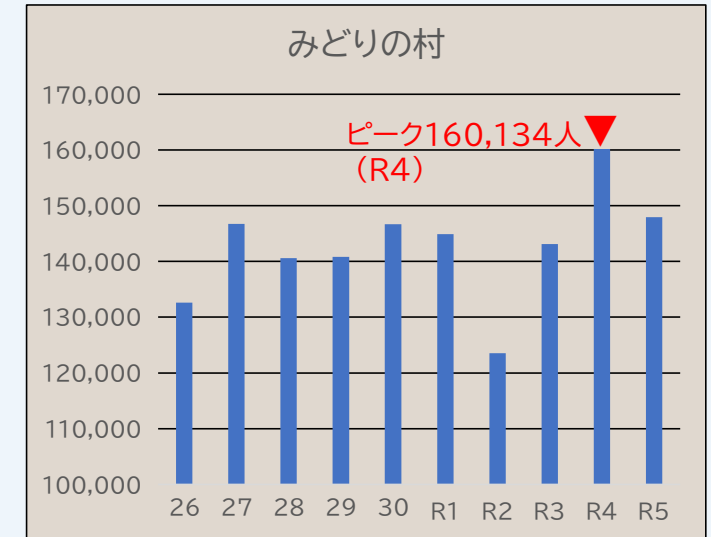
【施設の利用状況】



- ハイキングや野鳥観察等の森林レクリエーション利用により年間5万人以上の利用者があったが、新型コロナの影響により令和2年度には、利用者が半減した。
- コロナ禍を経て、ソーシャルディスタンスが確保できる自然観察等の野外活動が見直され、徐々に利用者が回復しており、コロナ前の水準に戻りつつある。



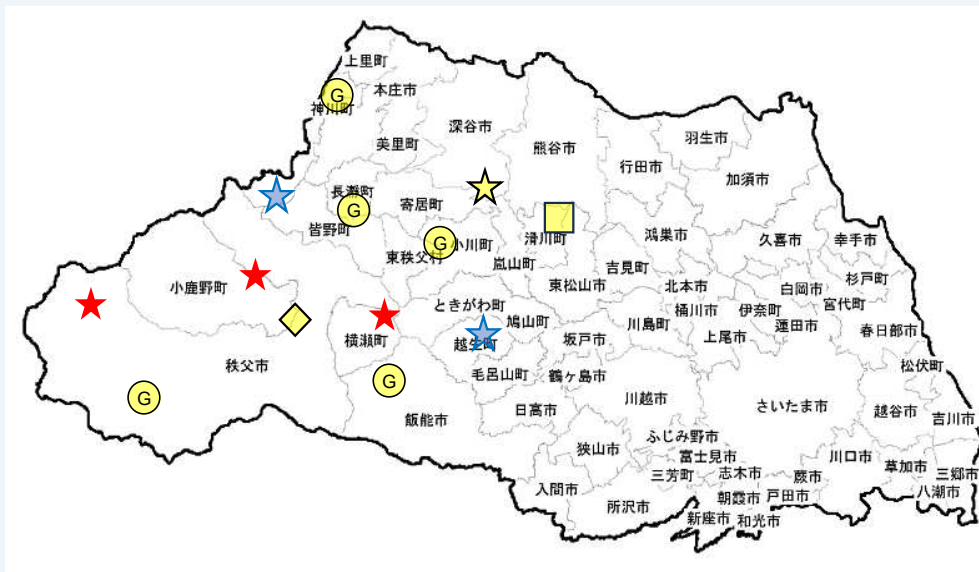
- 平成30年度まではアウトドアブーム等により年間7万人以上の利用者があったが、令和元年度からの新型コロナの影響や、令和4年9月アクセス道土砂崩落通行止めによる1年間の閉館の影響により利用者が激減した。
- その後、出張イベントの実施やHP刷新、SNSによる情報発信等により、令和5年度には利用者の回復が進んでいる。



- 新型コロナの以前は、みどりの村のイベント等による集客により令和元年度までは利用者が14～15万人で推移した。
- 新型コロナの影響により令和2年度は12万人余りに落ち込んだが、時代のニーズに即したワーケーション施設の充実やSNSの活用等を進め利用者数が回復している。

3 県民の森、森林科学館、みどりの村

【類似施設の設置状況】



施設名	市町村	役割	平日・休日 常勤	施設管理	備考
県民の森	小鹿野町	自然とのふれあい ・森林浴	有	埼玉県農林部	★
森林科学館	秩父市	森林林業に関する 学習	有	埼玉県農林部	
みどりの村	小鹿野町 秩父市	農山村での 自然文化体験	有	埼玉県農林部	
越生ふれあいの里山	越生町	環境保全、林業体験、 森林散策	無	埼玉県農林部	★ 
100年の森	神川町	長期的な森林整備・ 育成、森林散策	無	埼玉県農林部	★ 
農林公園	深谷市	農林体験・農業教育	有	埼玉県農林部	★ 
秩父ミュージアムパーク	秩父市 小鹿野町	総合レジャー・文化活 動	有	埼玉県都市整備部	◆ 
げんきプラザ	秩父市 長瀬町 小川町 神川町 飯能市	青少年育成 ・レクリエーション	有	埼玉県教育委員会	G 
国営武蔵丘陵森林公園	滑川町	総合的な自然体験 ・レクリエーション	有	国土交通省 関東地方整備局	■ 

➤ 他都道府県の設置状況

都県名	茨城県	栃木県	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
施設名	県民の森	栃木県県民の森	東京都檜原都民の森	神奈川県立 21 世紀の森	東庄県民の森	県民の森
所在地	茨城県那珂市	栃木県矢板市	東京都西多摩郡 檜原村	神奈川県南足柄市	千葉県香取郡 東庄町	横瀬町
面積	77.6ha	88.0ha	197.0ha	107.0ha	12.3ha	68ha
その他	・奥久慈憩いの森 (久慈郡大子町) ・水郷県民の森 (潮来市)		・東京都奥多摩都民の森 (西多摩郡奥多摩町)		・内浦山県民の森 (鴨川市) ・清和県民の森 (君津市) ・館山野鳥の森 (館山市) ・船橋県民の森 (船橋市) ・大多喜県民の森 (大多喜町)	・森林科学館 (秩父市) ・みどりの村 (小鹿野町、秩父市)

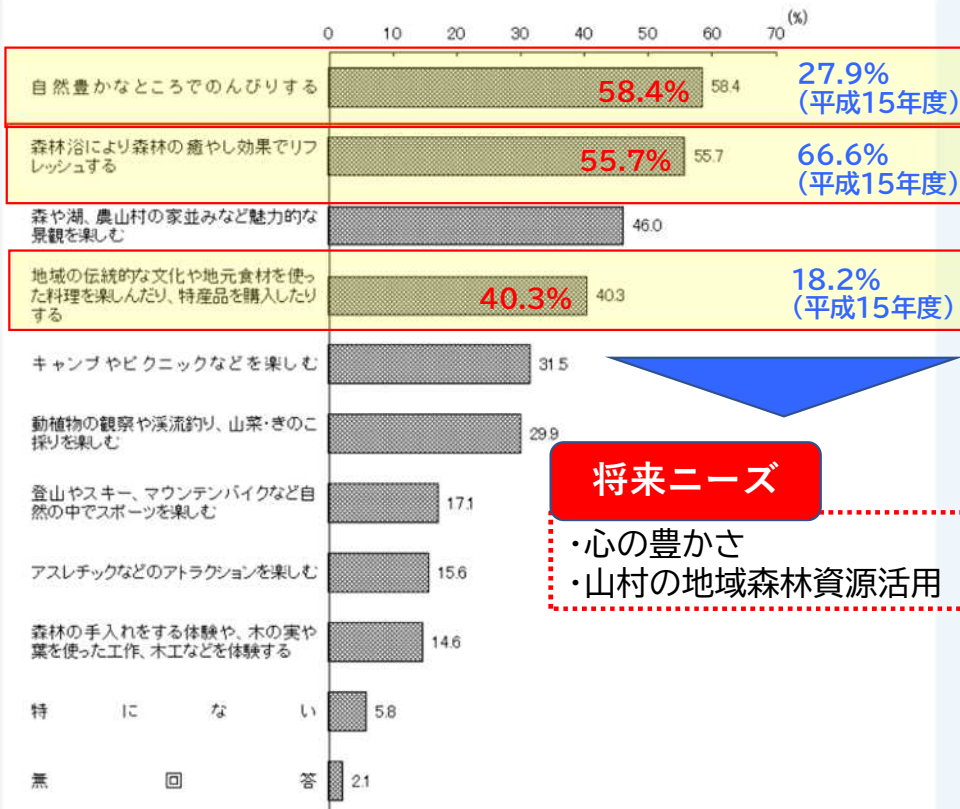
【将来コスト推計】

- 指定管理料 【県民の森】約18百万円/年、【森林科学館】約22百万円/年、【みどりの村】約19百万円/年
- 維持修繕及び大規模改修費用の概算
(R6～R20)15年間で、【県民の森】約1.2億円、【森林科学館】約3.2億円、【みどりの村】約0.3億円

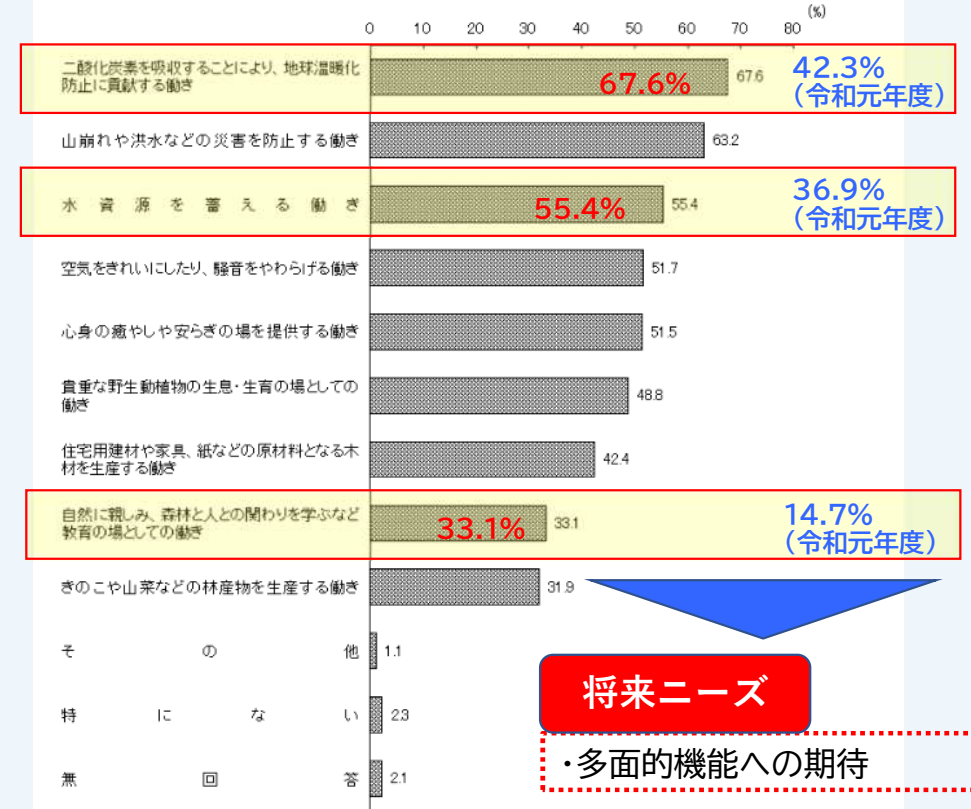
【県による将来ニーズ分析】

- 国民の生活スタイルが「経済的な豊かさから**心の豊かさの重視へ**」と変化
→健康、観光・レジャー、教育等を目的として森林空間を利用する新たな動き
- 埼玉県版SDGs: **人口減少に伴う山村の衰退**、地域社会の持続性の懸念
→**地域の活力の維持**を目指し交流人口等の増加を図るため、**地域資源として森林を積極的に活用する**

➢ 森林や農山村で余暇を過ごす場合の意向

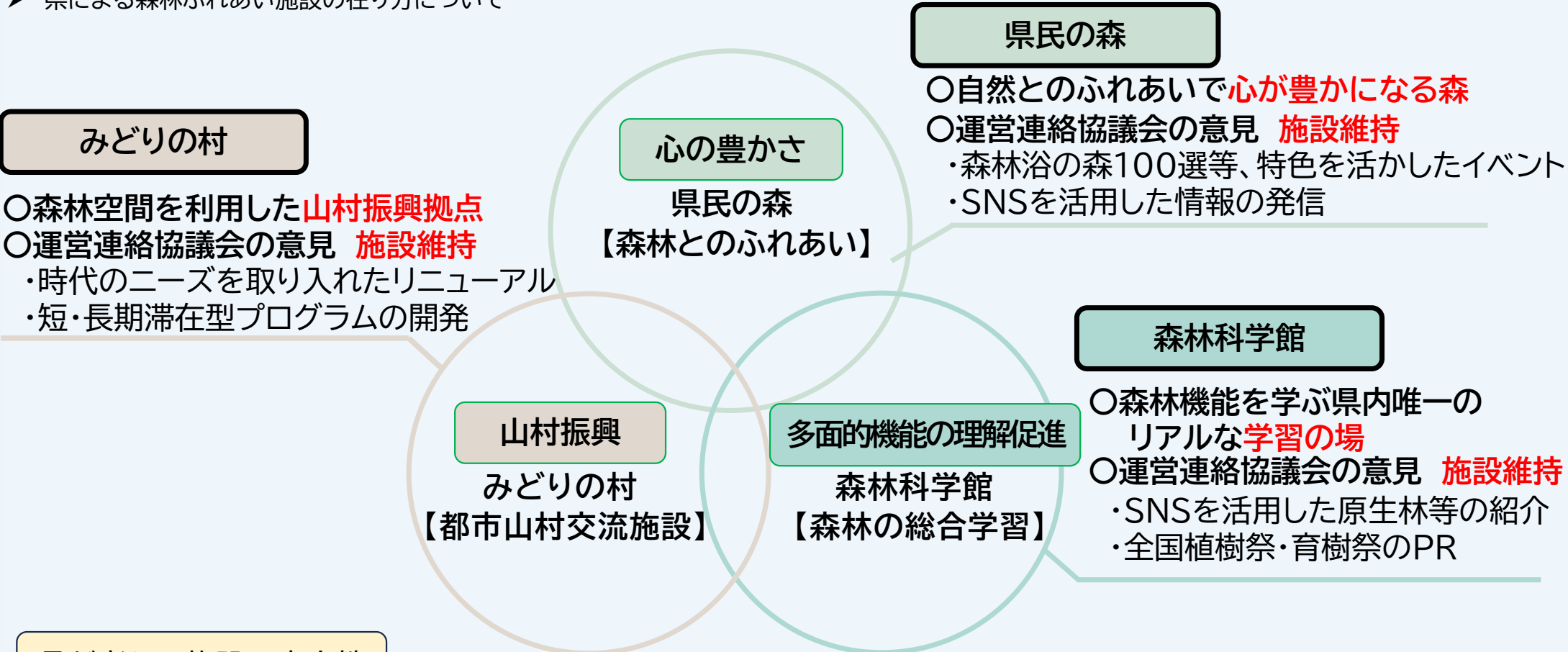


➢ 森林に期待する働き



出典: いずれも『森林と生活に関する世論調査(令和5年10月)』(内閣府)を基に作成

➤ 県による森林ふれあい施設の在り方について



県が考える施設の方向性

市町・観光・教育関係者と連携、イベント・企画をブラッシュアップし、魅力あるコンテンツを提供する。

第4 対象施設の現状

1 県民活動総合センター

2 伊豆潮風館

3 県民の森、森林科学館、みどりの村

4 げんきプラザ
(加須、大滝、長瀬、小川、神川、名栗)

5 県立図書館
(熊谷、久喜)



加須げんきプラザ



小川げんきプラザ



大滝げんきプラザ



神川げんきプラザ



長瀬げんきプラザ



名栗げんきプラザ

(1) 設置目的

集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資するための社会教育施設。

(2) 施設の概要

➤ 平成15年4月「少年自然の家」「青年の家」「大滝グリーンスクール」を再編整備し、「げんきプラザ」設置

県の役割

市町村では設置が困難な宿泊機能を備えた体験型施設において、**市町村単位では実施困難な広域的事業**を重点的に行ったり、広域的グループにネットワーク型の活動の場を提供

直営施設

- 県の施策の実施及び研究調査、研究成果の提供
- ボランティア等の人材養成
- 出前講座

指定管理施設

- 得意分野を生かした自然体験活動
- 施設の特徴を生かした主催事業
- 県の施策への協力

【基本情報】

指定
管理

神川げんきプラザ

埼玉県西北端、県立上武自然公園の一角に立地
炊事場などの野外活動施設や、体育館、広大なグラウンド等を活用したスポーツ利用や体験活動を実施

指定
管理

長瀬げんきプラザ

秩父地域の荒川沿いに立地
キャンプ場等の野外活動施設や豊富な観光資源を生かした体験活動を実施

直営

大滝げんきプラザ

標高900mに位置し、集団宿泊や自然体験活動が可能
400名が宿泊可能な大型施設

指定
管理

小川げんきプラザ

埼玉県西部の標高260mの山の頂に立地
敷地内に遊歩道が整備され、バンガローや炊事場などの野外施設、プラネタリウムなど自然環境を生かした体験活動を実施

直営

加須げんきプラザ

駅から近く、唯一の都市型施設
多彩な研修室や体育館、運動広場など人々が集う社会教育施設

指定
管理

名栗げんきプラザ

埼玉県西部の県立奥武蔵自然公園内に立地
豊かな自然と、キャンプ場やプラネタリウム施設を生かした体験活動を実施



	加須	大滝	長瀬	小川	神川	名栗
所在地	加須市花崎	秩父市大滝	秩父郡長瀬町井戸	比企郡小川町木呂子	児玉郡神川町池田	飯能市上名栗
設置年	昭和59年(築40年) (大規模改修後5年)	平成4年(築32年) (中間改修後11年)	平成4年(築32年)	昭和46年(築53年) (中間改修後2年)	昭和48年(築51年) (中間改修後15年)	昭和56年(築43年) (大規模改修後12年)
敷地面積	18,352㎡	204,018㎡	10,483㎡	430,917㎡	58,283㎡	107,893㎡
建物面積	4,926㎡	8,921㎡	3,765㎡	4,953㎡	2,764㎡	5,123㎡
管理形態	直営	直営	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理料 ／年間管理費 (令和6年度 当初予算)	94百万円(※)	112百万円(※)	76,050千円	89,160千円	85,705千円	97,403千円
宿泊可能人数 (内訳)	100名 (宿泊室100名)	418名 (宿泊室400名) (テント18名)	140名 (宿泊室100名) (テント40名)	265名 (宿泊室150名) (テント15名) (バンガロー100名)	136名 (宿泊室100名) (テント 36名)	400名 (宿泊室200名) (身障者用4名) (テント120名) (バンガロー76名)
主な施設機能	● 体育館 ● テニスコート	● 体育館 ● 天文台 ● オリエンテーリングコース	● 体育館 ● 研修室	● プラネタリウム ● 活動センター ● オリエンテーリングコース	● 体育館 ● グラウンド ● テニスコート ● アドベンチャーランド	● プラネタリウム ● プレイホール ● キャンプファイヤー場

(※)人件費・事業費・光熱水費・維持点検経費等を計上

【施設において実施している主な事業等】

げんきプラザでは施設を活用し、時代の変化に合わせ様々な事業を実施しているが、市町村で実施されている取組と類似のものも見られる。

特別な支援が必要な児童生徒に対する体験活動の機会の提供

不登校や子供の貧困などの現代的教育課題に焦点をあて、特別な支援が必要な児童生徒に対し体験活動の機会を提供

- **いきいき体験活動事業(障害のある児童生徒向け)**
(例)特別支援学校や学級に在籍する子供と家族を対象にしたクラフト作りと郷土料理作りの体験プログラムを実施(名栗げんきプラザ)
- **わくわく未来事業(不登校傾向の児童生徒向け)**
(例)登校に不安を抱える児童生徒と家族を対象に、水に関するSDGs学習、川のアクティビティを実施(長瀬げんきプラザ)
- **のびのびチャレンジ事業(経済的に困窮した家庭環境の児童生徒向け)**
(例)ジュニアアスポートに通う小学生及び支援員を対象にうどん作り体験(加須げんきプラザ)

学校の授業と関連付けた体験活動の推進

げんきプラザの体験活動プログラムを、学校の授業の中で活用するための授業案を立案し、試行を経て各学校へ展開

- **探検！発見！秩父の自然(大滝げんきプラザ)**

自然体験活動

- 小・中学生向けの宿泊を伴うハイキング、野外炊事、キャンプファイヤーなどの自然体験アクティビティ
- 家族向けの宿泊を伴うオリエンテーリング等の自然体験アクティビティ
- 一般向けのプラネタリウム鑑賞イベントや天体観測

人とのかかわり方に関するプログラム

- アドベンチャー教育プログラム(神川げんきプラザ)
- 人間関係づくりプログラム(加須げんきプラザ)

ボランティア養成

- 自然体験・野外活動のボランティア養成研修

防災教育

- 家族を対象に避難所体験や防災クッキング、防災クラフトの作成等

スポーツ活動

- スポーツ少年団による練習や合宿、交流大会
- 社会人、高齢者団体によるスポーツ利用

研修・講座・その他

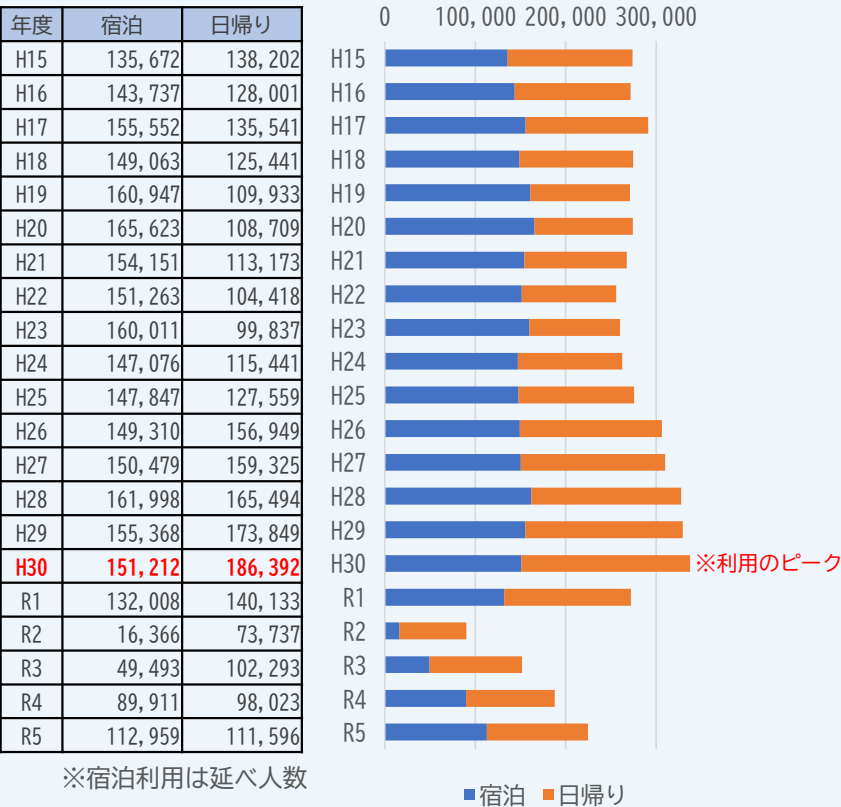
- 民間企業やNPO、地域の団体の研修
- 地域の高齢者などに対するスマートフォンやSNS講座
- 大人向けの陶芸教室
- ピザ・うどん・そば作りなどの料理教室
- 音楽サークルの活動や練習

【施設の利用状況】

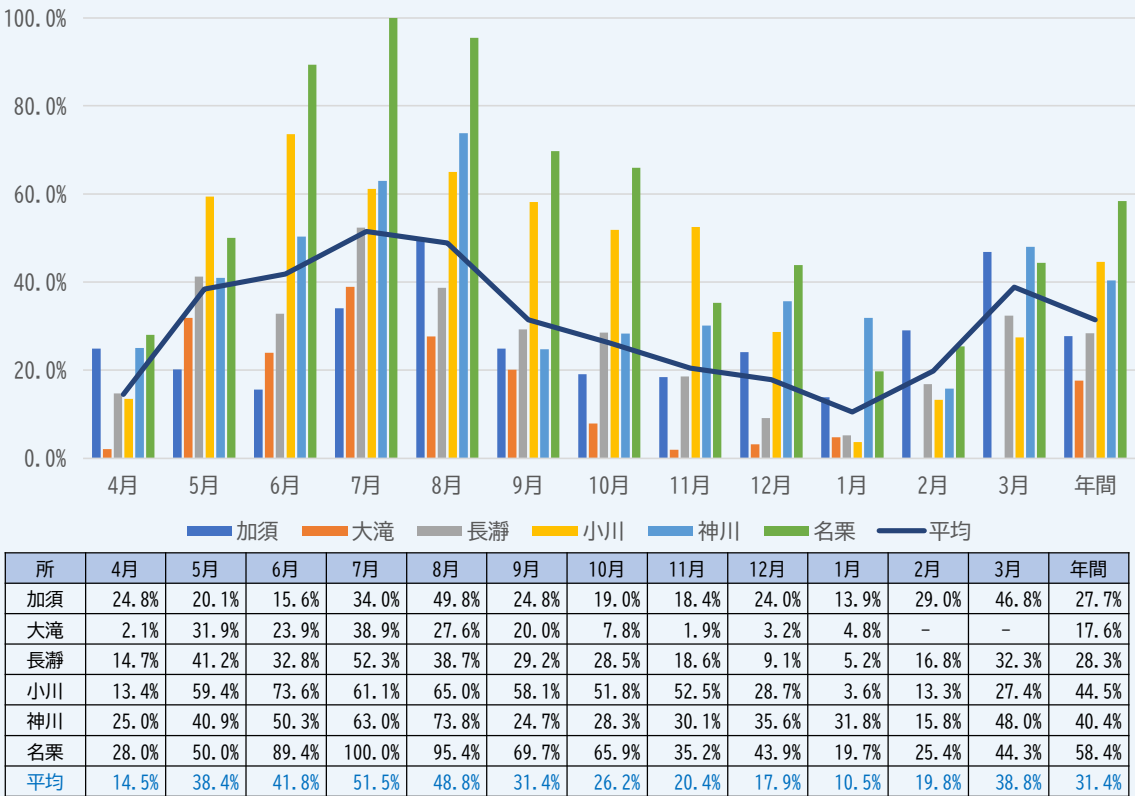
(1)利用人数の推移と宿泊室稼働率

- げんきプラザ開設以来、新型コロナウイルス感染症の影響前まで、宿泊利用者はほぼ横ばいの一方、日帰り利用は増加傾向にあった。
- 施設のコンテンツの関係から上半期の利用が多い。

げんきプラザ利用者数の推移(6所計)



R5宿泊室稼働率



※ 大滝（2,3月）は施設改修のため宿泊受入れ停止

(2)げんきプラザ別利用人数・利用料金収入の推移

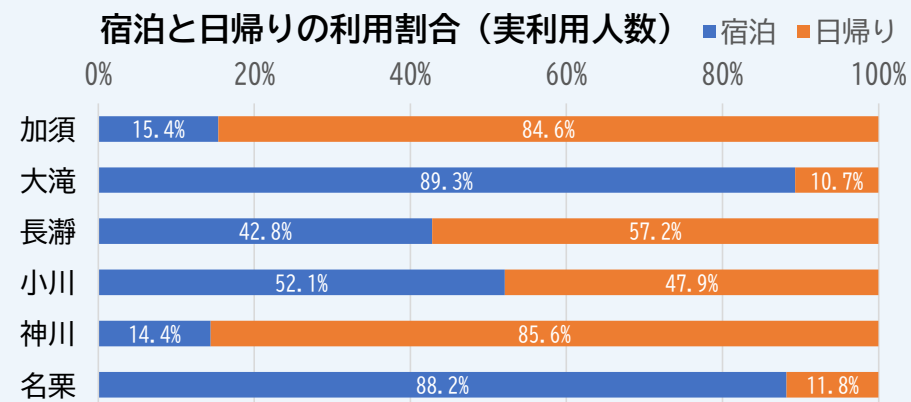
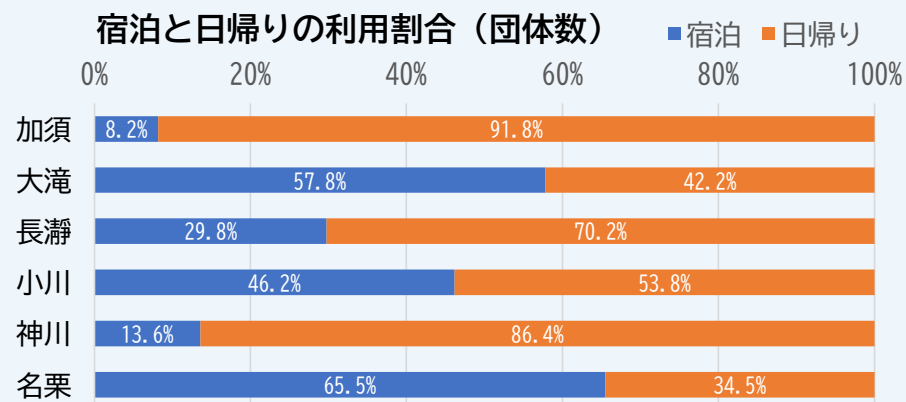
年度	加須				大滝				長瀬				小川				神川				名栗			
	利用人数			利用料金収入 (千円)	利用人数			利用料金収入 (千円)	利用人数			利用料金収入 (千円)	利用人数			利用料金収入 (千円)	利用人数			利用料金収入 (千円)	利用人数			利用料金収入 (千円)
	宿泊 (延)	日帰り	計		宿泊 (延)	日帰り	計		宿泊 (延)	日帰り	計		宿泊 (延)	日帰り	計		宿泊 (延)	日帰り	計		宿泊 (延)	日帰り	計	
H15	20,459	34,054	54,513	7,953	46,618	1,099	47,717	3,471	12,391	12,469	24,860	2,996	26,731	20,020	46,751	1,914	5,638	51,532	57,170	2,203	23,835	19,028	42,863	2,644
H16	19,292	34,855	54,147	9,696	47,679	1,625	49,304	4,393	13,922	14,871	28,793	3,627	25,712	21,880	47,592	3,754	9,620	42,011	51,631	2,548	27,512	12,759	40,271	2,968
H17	18,920	39,063	57,983	10,148	49,306	2,362	51,668	6,310	17,104	11,916	29,020	5,090	27,567	22,983	50,550	2,994	11,037	41,838	52,875	2,720	31,618	17,379	48,997	4,081
H18	20,922	38,073	58,995	10,189	46,132	3,718	49,850	5,745	13,004	12,249	25,253	3,566	31,483	19,543	51,026	3,996	13,398	40,884	54,282	3,039	24,124	10,974	35,098	2,795
H19	22,143	35,977	58,120	10,060	47,721	1,941	49,662	6,161	13,949	11,313	25,262	3,887	31,768	19,744	51,512	4,243	12,831	27,821	40,652	2,972	32,535	13,137	45,672	4,767
H20	18,338	31,518	49,856	8,448	51,243	2,555	53,798	7,668	14,306	12,301	26,607	4,196	32,059	19,964	52,023	6,033	14,337	27,457	41,794	3,183	35,340	14,914	50,254	4,975
H21	18,063	38,549	56,612	7,967	45,207	3,219	48,426	7,777	13,965	13,724	27,689	4,054	30,935	20,928	51,863	5,989	12,644	23,480	36,124	2,845	33,337	13,273	46,610	5,653
H22	19,464	31,611	51,075	8,068	46,424	2,738	49,162	6,769	14,669	11,562	26,231	3,950	29,048	21,762	50,810	4,551	11,025	18,232	29,257	2,433	30,633	18,513	49,146	4,612
H23	11,996	24,609	36,605	4,811	52,008	3,817	55,825	7,966	16,361	10,162	26,523	3,913	28,366	15,597	43,963	3,872	14,695	28,022	42,717	3,064	36,585	17,630	54,215	5,319
H24	17,630	38,410	56,040	7,173	49,618	2,610	52,228	6,175	15,128	12,869	27,997	3,695	32,643	24,623	57,266	4,561	12,638	29,564	42,202	2,202	19,419	7,365	26,784	1,455
H25	17,228	40,402	57,630	7,179	36,268	2,693	38,961	2,441	16,881	14,975	31,856	4,257	28,627	29,011	57,638	5,124	13,497	30,007	43,504	2,772	35,346	10,471	45,817	6,709
H26	17,685	45,590	63,275	6,643	40,742	3,410	44,152	5,130	18,866	17,063	35,929	5,555	26,340	36,490	62,830	3,725	11,600	39,193	50,793	2,497	34,077	15,203	49,280	6,292
H27	17,935	48,240	66,175	7,275	38,147	2,392	40,539	5,590	19,978	17,199	37,177	6,225	26,253	38,029	64,282	4,417	14,323	36,825	51,148	2,821	33,843	16,640	50,483	5,752
H28	17,762	48,629	66,391	6,956	43,603	7,870	51,473	6,738	18,719	20,241	38,960	5,076	29,637	36,585	66,222	5,149	14,596	38,383	52,979	2,617	37,681	13,786	51,467	6,934
H29	17,524	48,736	66,260	6,570	36,687	11,220	47,907	5,186	19,547	21,148	40,695	5,064	27,649	40,879	68,528	3,827	14,336	38,208	52,544	2,900	39,625	13,658	53,283	7,756
H30	17,794	52,761	70,555	6,402	35,679	12,873	48,552	6,119	19,247	22,919	42,166	4,905	29,366	40,031	69,397	4,603	12,891	40,565	53,456	2,700	36,235	17,243	53,478	6,264
R1	6,374	24,821	31,195	2,540	30,972	9,065	40,037	4,538	17,756	23,235	40,991	4,426	27,624	34,815	62,439	3,947	13,222	32,664	45,886	3,103	36,060	15,533	51,593	5,962
R2	1,302	17,672	18,974	1,437	3,420	1,502	4,922	248	596	4,823	5,419	200	4,019	13,706	17,725	731	838	24,392	25,230	318	6,191	11,642	17,833	767
R3	3,911	23,346	27,257	2,523	10,403	1,518	11,921	363	4,136	7,890	12,026	848	9,310	19,591	28,901	1,191	3,954	35,184	39,138	1,179	17,779	14,764	32,543	2,377
R4	6,988	27,948	34,936	3,267	20,241	2,023	22,264	1,198	10,955	11,158	22,113	1,748	13,119	13,976	27,095	1,279	8,685	30,964	39,649	1,669	29,923	11,954	41,877	3,811
R5	10,389	30,167	40,556	4,802	19,751	2,270	22,021	1,784	12,812	19,818	32,630	2,980	21,468	18,985	40,453	3,267	11,215	30,044	41,259	2,093	37,324	10,312	47,636	4,960

※宿泊利用は延べ人数

(3)令和5年度の施設ごとの利用状況

ア 宿泊利用と日帰り利用の状況

➤ 令和5年度における各げんきプラザの宿泊利用と日帰り利用(主催事業を除く)の団体及び実利用人数の割合は以下のとおり。



イ 学校による林間学校等の利用の状況

令和5年度における各げんきプラザの学校による宿泊利用(林間学校等の体験活動)の状況は以下のとおり。

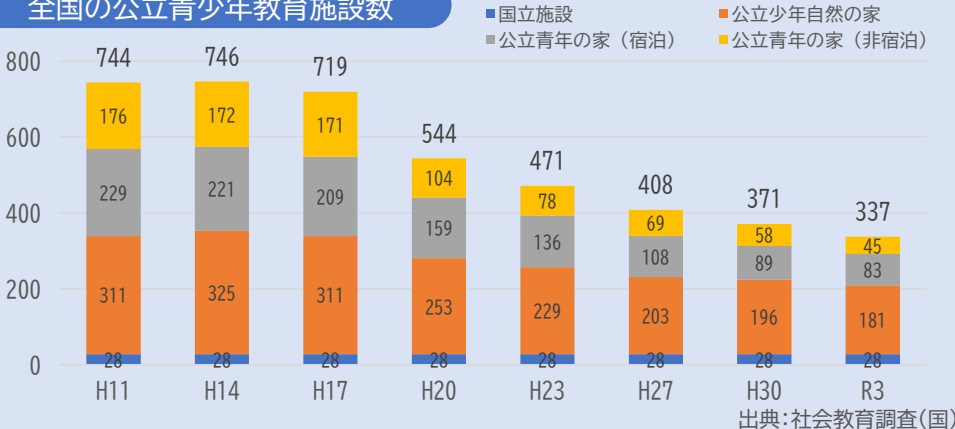
	加須	大滝	長瀬	小川	神川	名栗
幼稚園・保育園	1	0	3	13	0	21
小学校	0	17	21	91	23	102
中学校	0	33	14	10	8	7
高等学校	0	5	0	1	1	4
特別支援学校	0	0	44	7	6	8
計	1	55	82	122	38	142

【類似施設の設置状況】

青少年教育施設の設置状況

➤ 全国的に青少年教育施設は減少傾向にあり、近県と比較しても埼玉県は施設数が多い状況にある。

全国の公立青少年教育施設数



近県の青少年教育施設数の推移

	H20	R6	近年の見直し状況
茨城	5	2	・ 白浜少年自然の家(R6.3廃止)
栃木	4	3	・ 芳賀青年の家(R6.3廃止) ・ 太平少年自然の家(R6.3廃止) ・ 自然の家みかも(R6.4設置)
群馬	4	3	・ 妙義青少年自然の家(R4.3廃止)
千葉	5	5	・ 東金青少年自然の家(R8.3廃止予定)
神奈川	6	2	・ 三浦ふれあいの村(H30.4廃止)

近県の青少年教育施設設置状況(R6.4.1)

	施設名	運営方法	宿泊可能人数
茨城	中央青年の家	指定管理	200
	さしま少年自然の家	指定管理	192
栃木	なす高原自然の家	指定管理	200
	とちぎ海浜自然の家	指定管理	588
	自然の家みかも	指定管理	204
群馬	北毛青少年自然の家	直営	125
	東毛青少年自然の家	直営	200
	群馬県青少年会館	指定管理	99
千葉	手賀の丘青少年自然の家	指定管理	300
	水郷小見川青少年自然の家	指定管理	220
	君津亀山青少年自然の家	指定管理	300
	鴨川青少年自然の家	指定管理	360
	東金青少年自然の家	指定管理	200
神奈川	愛川ふれあいの村	指定管理	400
	足柄ふれあいの村	指定管理	450

出典：各県HP

【県教育局による将来コスト推計】

(1)年間管理費と想定改修コスト

年間管理費と、今後想定される大規模改修等の経費を年あたりに換算したものを合計すると、一施設当たりの年間コストは平均1.7億円。

単位:百万円

	加須	大滝	長瀬	小川	神川	名栗	平均
年間管理費	94	112	76	89	86	97	92.3
改修費 (年あたり)	73	120	83	68	34	68	74.3
合計	167	232	159	157	120	165	166.7

年間管理費:直営施設(人件費・事業費・光熱水費・維持点検経費など)・指定管理施設(指定管理料)

改修費:令和35年度までの大規模改修等の費用を年数で割ったもの

(2)直営施設と指定管理施設

指定管理者制度へ移行した4所(長瀬・小川・神川・名栗)の、制度導入前後の年間管理費の推移は以下のとおりであり、指定管理者制度の導入は年間管理費の削減につながる。ただし、人件費の高騰等により、指定管理料は増加傾向にあることに留意が必要。

単位:百万円

	指定管理 導入年度	直営時 年間管理費	初年度 指定管理料	削減率	(参考) R6指定管理料
長 瀬	H23	96	70	27.1%	76
小 川	H23	126	86	31.7%	89
神 川	H23	90	80	11.1%	86
名 栗	H19	136	84	38.2%	97
平均	—	112	80	28.6%	87

【県教育局による将来ニーズ分析】

1 子供たちと体験活動

(1) 体験活動の効果と機会の減少

- 自然体験や生活体験が多い子供ほど、学力テストの結果や自己肯定感が高い傾向にある一方で、子供たちの体験活動の機会や場は減少している状況にあり、体験活動ができる施設の重要性は高まっている。

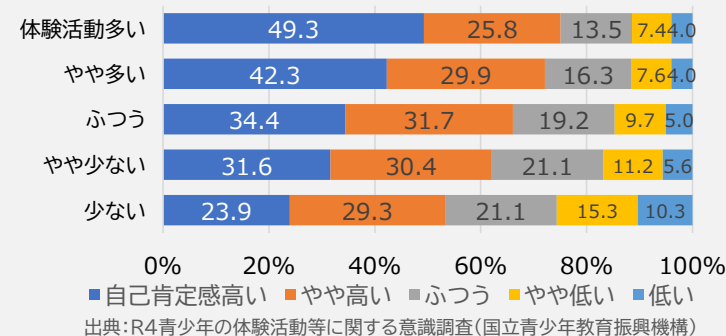
体験活動の効果や意義

- ✓ 体験活動は**学力テストの平均正答率**により影響を及ぼしている
- ✓ **自己肯定感**をはじめ、自尊感情、自律性、協調性、積極性といった**非認知能力の上昇**、物事に対する意欲の向上に効果がある

小学校の集団宿泊活動と教科の平均正答率との関係



自然体験と自己肯定感の関係



子供の体験活動の機会や場の減少

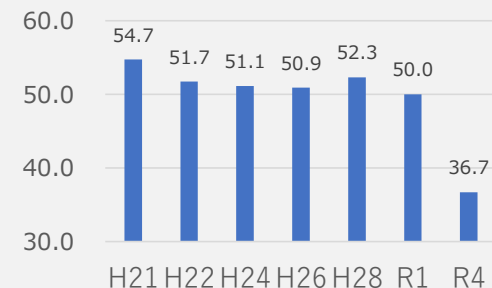
- ✓ 子供たちの体験活動の受け皿となる**国公立青少年教育施設は減少傾向にある**
- ✓ **自然体験に関する行事に参加した子供の割合が減少傾向にある***

*企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進について(子供の体験活動推進に関する実務者会議論点のまとめ)(R4.12.27 文部科学省)

国公立青少年教育施設数の推移



自然体験活動(学校以外)の参加率



出典：R4青少年の体験活動等に関する意識調査(国立青少年教育振興機構)

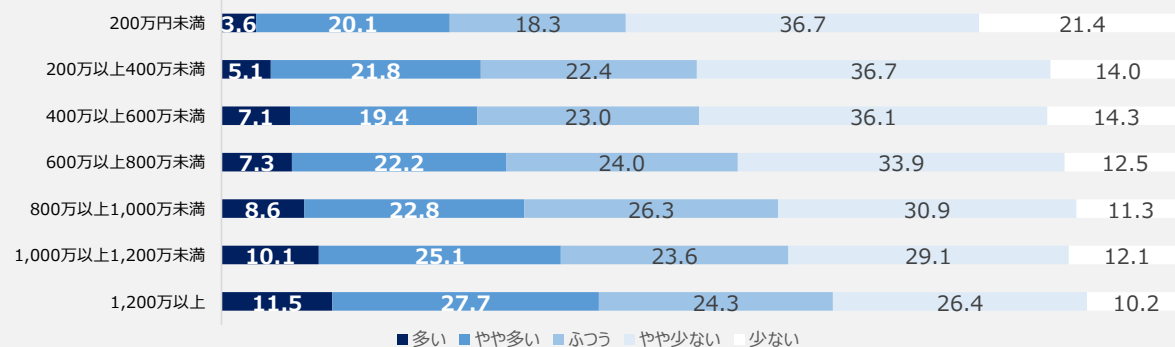
(2) 現代的教育課題と体験活動

- 世帯収入が子供の体験活動に影響を与えることが明らかになっており、不登校児童生徒の増加など、現代的教育課題に対して体験活動の機会を提供する必要がある。

世帯収入と子供の体験活動

- ✓ 世帯年収が減るほど、子供の自然体験は少なくなる傾向がある

世帯年収ごとの子供の自然体験(小学生の保護者)



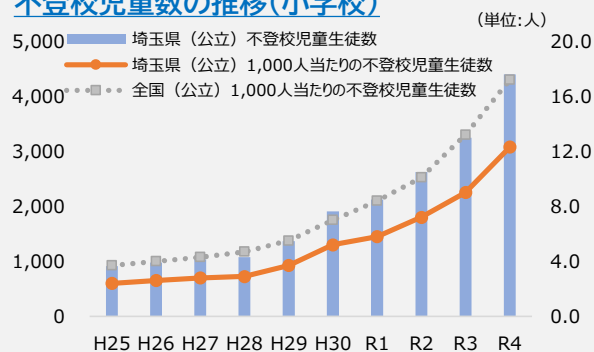
出典: R4 青少年の体験活動等に関する意識調査(国立青少年教育振興機構)

不登校児童生徒に対する体験活動の必要性

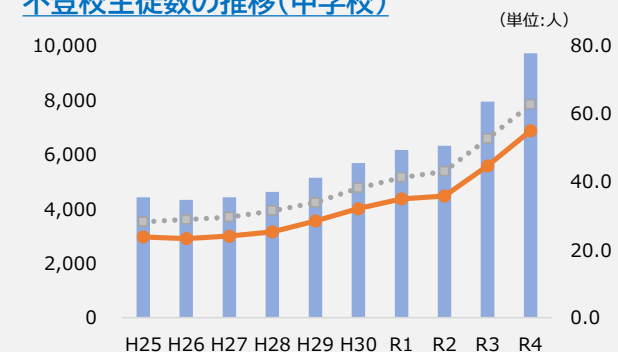
- ✓ 県内公立小・中学校の**不登校児童生徒数は増加傾向**であり、全国的な状況も同様
- ✓ 不登校児童生徒は、**体験活動や友人と触れ合う機会などを十分得られていない状況**を踏まえ、**学校以外で様々な活動を行うことができる場所や機会を確保する必要がある***

*不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり報告(H29.2.13 フリースクール等に関する検討会議(文部科学省))

不登校児童数の推移(小学校)



不登校生徒数の推移(中学校)



出典: 令和4年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

2 生涯学習に関する状況

生涯学習活動の効果と課題

- 生涯学習活動によって人生が豊かになっていると考える者が多い一方、学んだ知識を生かすことができる機会や生かし方が分からないことを課題としている者も多い。

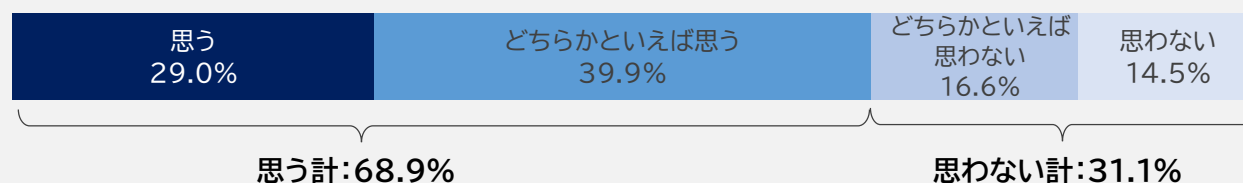
生涯学習活動の効果

- ✓ 生涯学習活動を通じて学んだ知識や技能、経験等を生活や仕事などに生かしていると思う(どちらかといえば思うを含む)と答えた者は約7割であった
- ✓ 上記のうち、学んだ知識等を生かすことにより、人生が豊かになっていると考えている者は約7割、健康の維持・増進に役立っている者も約5割であり、**県民の生き生きとした生活に一定の効果がある**

生涯学習活動の課題

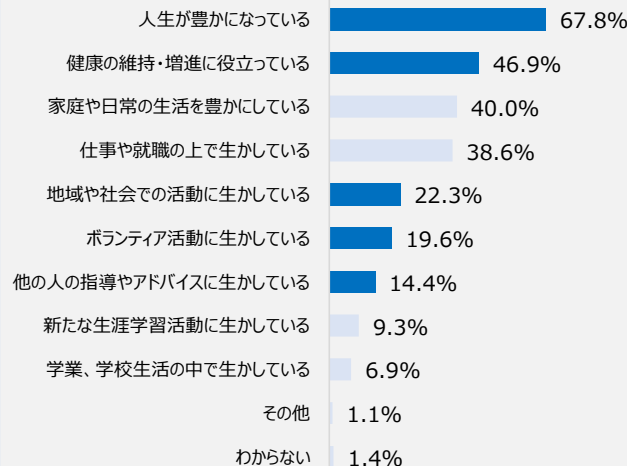
- ✓ 学んだ知識等を生活や仕事などに生かせていないと思っている者は、**生かせる施設や機会が少ない、生かし方が分からない**等を課題としている

生涯学習活動を通じて学んだ知識や技能、経験等を生活や仕事に生かしているか

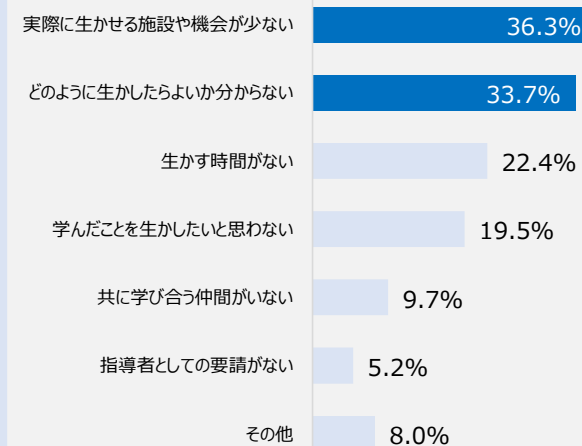


出典: いずれも「令和4年度県政サポーターアンケート『生涯学習活動について』(埼玉県)」をもとに作成

生涯学習活動を通じて学んだ知識や技能、経験等の生かし方(複数回答)



学んだ知識や技能、経験等を生かしていない理由(複数回答)



3 げんきプラザの設置意義

(1)利用ニーズ:人口推計

- 本県の人口は2021年の734.3万人まで増加を続けてきたが、2022年には減少に転じ、2040年には約691万人に減少すると予想されている。また、年少人口(0～14歳)は1980年をピークに減少を続けており、2020年を基準とした場合、2040年には約16%の減少が見込まれている。
- このことから、げんきプラザの利用ニーズも、長期的に減少傾向にあることが想定される。

埼玉県の子少人口推計



0-14歳 人口の推移

	人口	指数	増減率	構成比
1965年	790,961	90.6	5.2%	26.2%
1970年	1,002,863	114.9	26.8%	25.9%
1975年	1,340,711	153.6	33.7%	27.8%
1980年	1,459,408	167.2	8.9%	26.9%
1985年	1,380,850	158.2	-5.4%	23.5%
1990年	1,200,266	137.5	-13.1%	18.7%
1995年	1,092,150	125.1	-9.0%	16.2%
2000年	1,026,689	117.6	-6.0%	14.8%
2005年	988,989	113.3	-3.7%	14.0%
2010年	954,827	109.4	-3.5%	13.3%
2015年	913,657	104.7	-4.3%	12.6%
2020年	872,859	100.0	-4.5%	11.9%
2025年	819,893	93.9	-6.1%	11.2%
2030年	774,261	88.7	-5.6%	10.7%
2035年	747,571	85.6	-3.4%	10.5%
2040年	735,523	84.3	-1.6%	10.6%
2045年	714,846	81.9	-2.8%	10.6%
2050年	684,224	78.4	-4.3%	10.5%

出典:埼玉県の市町村別将来人口推計ツール(統計課)から作成

(2)利用ニーズ:学校行事での利用(県内公立学校向け調査結果)

- さいたま市を除く県内公立小・中・特別支援学校における宿泊を伴う体験活動の実施場所として多く利用されており、げんきプラザは子供たちの体験活動において重要な活動場所となっている。

県内公立小・中・特別支援学校の宿泊を伴う体験活動の状況

- 令和5年度において、県内の公立小学校の約97%、中学校の約78%が宿泊を伴う体験活動を実施(さいたま市を除く)
- そのうち県内を実施場所としている学校のほとんどがげんきプラザを利用

学校種ごとの体験活動の実施状況

学校種		学校数	実施校数 (県内実施)	実施割合	げんき プラザ 利用数	げんき プラザ 利用割合 (県内実施に 占める割合)
小学校		692	672 (245)	97.1%	233	34.7% (95.1%)
中学校		354	277 (55)	78.2%	51	18.4% (92.7%)
特別支援 学校 (県立)	小学部	34	24 (19)	70.6%	11	45.8% (57.9%)
	中学部	34	30 (22)	88.2%	21	70.0% (95.5%)
	高等部 (分校含む)	44	37 (29)	84.1%	26	70.3% (89.7%)

げんきプラザ別利用状況

加須	大滝	長瀬	小川	神川	名栗
	17	20	87	20	89
	34	5	2	7	3
2		3	5	1	
2		14	1	3	1
3		16		1	6

出典:体験活動に関する調査(R5生涯学習推進課調査)

(3)利用ニーズ:生涯学習での利用(県政サポーターアンケート結果)

- 県政サポーターアンケートの結果によれば、学校での利用を除き、過去5年間でげんきプラザを利用したことのある人は4.8%であり、生涯学習での利用は限定的である。自然体験を中心としたニーズが高く、プログラムを充実させ、更なる利用に向けた取組が必要である。

げんきプラザの利用状況(学校での利用を除く)

利用状況

- 過去5年間(2019～2023)の間に、げんきプラザを利用したことのある人の割合は4.8%
- 利用したことのある人の、利用したげんきプラザは小川げんきプラザ(32.7%)が最も多く、名栗げんきプラザ(29.1%)、加須げんきプラザ(27.3%)と続く

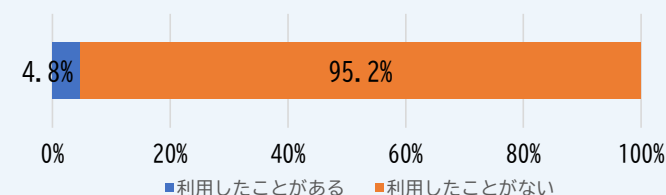
利用した目的

- 利用した目的の上位は以下のとおりであり、自然体験を行うためのニーズが高い
 - ・ 野外活動(登山・ハイキング・キャンプ等)をするため(54.5%)
 - ・ プラネタリウムの利用や天体観測をするため(29.1%)
 - ・ ネイチャークラフト工作などの創作活動をするため(22.7%)
 - ・ 自身が所属する企業や団体の研修に参加するため(20.0%)
 - ・ 体育館やグラウンド等でスポーツをするため(16.4%)

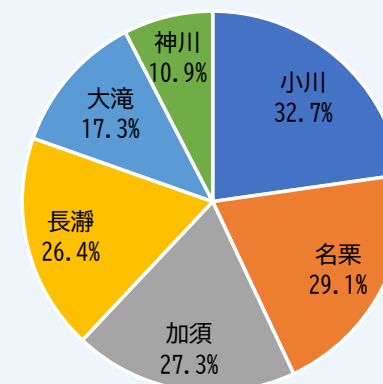
げんきプラザに充実してほしい機能

- 充実を望むげんきプラザの機能の上位は以下のとおりであり、自然体験の充実が望まれている
 - ・ 自然に親しむことを目的としたプログラム(33.8%)
 - ・ プラネタリウムや天体観測(31.7%)
 - ・ 趣味に興じるためのプログラム(27.8%)

げんきプラザの利用経験



利用したげんきプラザの割合



出典:県政サポーターアンケート「県立げんきプラザについて」(R6.4)

(4)設置意義

- げんきプラザの設置から20年が経過したが、設置目的である「青少年の健全育成」と「生涯学習活動の振興」は近年も引き続き求められている。一方、社会状況の変化をとらえ、求められる機能に注力していく必要がある。

げんきプラザの設置目的

集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、**青少年の健全な育成**を図るとともに、**県民の生涯学習活動の振興**に資するための社会教育施設として、げんきプラザを設置する。

(埼玉県立げんきプラザ条例第1条)

青少年の健全育成におけるげんきプラザの設置意義

学校教育法(抜粋)

第二十一条第2項 学校内外における**自然体験活動**を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第三十一条 (略)教育指導を行うに当たり、**児童の体験的な学習活動**、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、**自然体験活動その他の体験活動の充実**に努めるものとする。(略)

学習指導要領 小学校(抜粋)※中・高・特同様

第1章総則 第1 1(2) 道徳教育や**体験活動**、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

第6章特別活動 (4)遠足・集団宿泊的行事 **自然の中での集団宿泊活動**などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

R3.1.26 中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(抜粋)

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や**体験活動等を通じ**、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する**「協働的な学び」を充実**することも重要。

生涯学習活動の振興におけるげんきプラザの設置意義

社会教育法(抜粋)

第三条 (略)地方公共団体は、(略)**社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営**、(略)すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

H30.12.21 中教審答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(抜粋)

誰もが**生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる**生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要。

(3) 県教育局によるこれまでの検討状況

【有識者会議】

- 社会状況の変化などを踏まえ、げんきプラザの役割や機能を改めて検証し、今後の方向性を整理するため、令和5年度に有識者会議を開催し、意見を聴取した。有識者からは**集団宿泊活動の教育的意義の高さについて意見が多数述べられる一方、施設の目的（宿泊自然体験活動）に沿った利用へ重点化する必要性**が述べられ、今後のげんきプラザの方向性と、重点的な機能として以下の3つが挙げられた。

今後の方向性1 豊かな自然を生かしてすべての子供たちにリアルな体験を提供する社会教育施設

機能

- 体験活動の専門家が、学校の教育活動を支援することにより、子供たちの資質能力の向上を図る機能
- 特別な支援が必要な子供や様々な課題を抱える子供たちにとって、質の高い体験活動を行える機能

今後の方向性2 県民の生涯学習振興のネットワークの拠点となる社会教育施設

機能

- 県民が地域や社会とつながり、生き生きとアクティブな人生を過ごすための活動ができる場を提供する機能
- 県内にある他の社会教育施設等と連携し県民の生涯学習の振興を支援する機能

今後の方向性3 県が果たす広域的な役割に重点化し、宿泊型の体験活動を中心に提供する社会教育施設

機能

- 周辺の自然環境や施設の特徴を生かした体験や宿泊を通じて、自立心や協調性を養い、仲間同士の交流を図る機能
- 多様な利用者のニーズや規模に対応できる体験活動プログラムを提供する機能
- 多様な利用者が安全かつ快適に寝食を共にできる宿泊機能

- 有識者会議の意見を踏まえ、げんきプラザの設置目的である「**集団宿泊活動・自然体験活動**」に改めて重点化し、施設を運営していくこととする。
- また、方向性2で示された、生涯学習振興のネットワーク拠点としての機能については、県全域を捉えた施策等の展開が必要であることから、教育局において必要な施策を調査・研究し、各施設と連携して取り組んでいくこととする。

有識者会議で示された今後の方向性についての考え方

	内容	考え方
方向性1	豊かな自然を生かしてすべての子供たちにリアルな体験を提供する社会教育施設	● 体験活動の重要性は学習指導要領の特別活動に位置付けられており、引き続き重要 ● 不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援として、体験活動を通じた学びの場の提供をすることは重要 ● 不登校支援など、利用しやすい日帰りの体験活動の価値は高い。また、出前事業などより利用しやすい取組の検討も必要
方向性2	県民の生涯学習振興のネットワークの拠点となる社会教育施設	● 生涯学習の場としての機能はげんきプラザで引き続き担っていく ● ネットワークの拠点機能は教育局で担っていく
方向性3	県が果たす広域的な役割に重点化し、宿泊型の体験活動を中心に提供する社会教育施設	● 共同で夜を含めて生活し、様々な体験をすることは子供たちの自信につながるほか、人間関係作りの面からも効果が高い ● 宿泊日数が長くなるほど子供たちの人間関係もできてくるなど、宿泊の機能を提供していくことが重要

- 埼玉県行財政改革プログラム（令和5～7年度）において、公の施設の在り方の検討を進めており、げんきプラザについては、「**最小限の施設数で必要と考える機能を担う検討を行うこと**」としたことから、今後の方向性を踏まえたニーズを把握し、**適切な施設規模**とすることが必要。

(4) 県教育が考えるげんきプラザの再編

【再編についての考え方】

- ここまで述べた重点化していく機能や、公の施設の在り方の検討、各施設の老朽化等への対応が必要となる状況から、げんきプラザを魅力的に運用するためには、適正な施設数とすることが必要。
- そのため、げんきプラザの利用の形態を以下の4つに分類し、その中でも優先度の高い「宿泊・体験活動」「日帰り・体験活動」の利用ニーズに応えられる施設規模を維持し、施設の魅力化を図ることとする。

げんきプラザの利用形態の分類と今後の優先度

利用内容 利用区分	体験活動	その他（スポーツ・文化活動など）
宿泊	優先度①	優先度③
日帰り	優先度②	優先度④

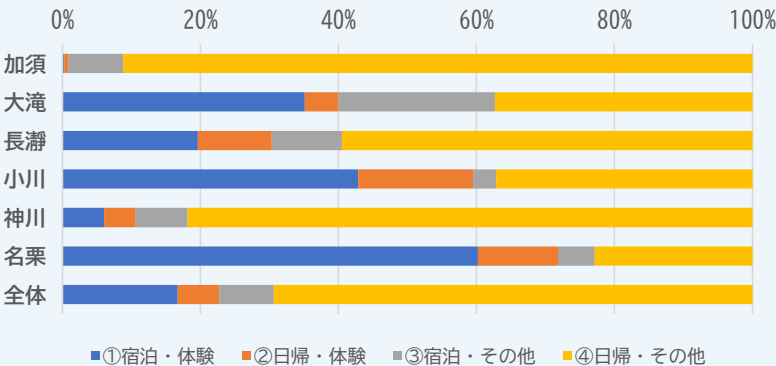
➤ 利用形態ごとの考え方

- 優先度① 宿泊・体験・・・今後の施設の方向性として最優先すべき利用形態
- 優先度② 日帰り・体験・・・不登校支援の取組など、利用しやすい日帰りの体験活動の価値は高い。宿泊室を使用しないため、優先度①と同時の受入れが可能
- 優先度③ 宿泊・その他・・・部活動やスポーツ団体の利用が中心。学校の長期休業中の利用が中心で、優先度①と時期は重複しない
- 優先度④ 日帰り・その他・・・一般団体(リピーター)、地元利用が中心。市町村で代替可能。

【げんきプラザ別優先度ごとの利用状況】

- げんきプラザ別の利用優先度ごとの利用状況は以下のとおりであり、名栗・大滝・小川は優先度の高い利用形態が多い一方、加須・神川は体育館やグラウンド等を活用したスポーツ利用等が大半を占める。

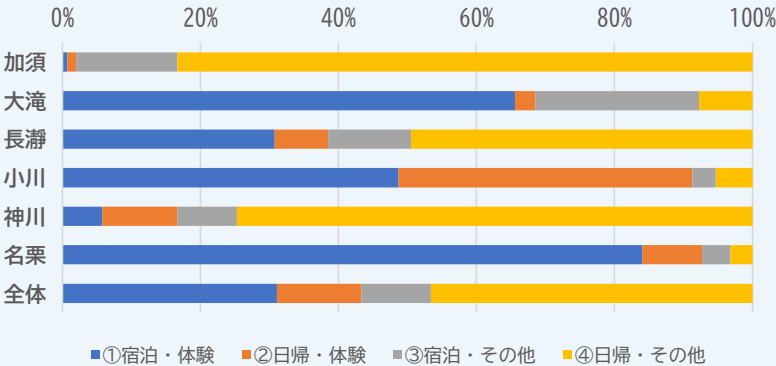
優先度ごとの利用状況（団体数）



	宿泊室 定員	その他 宿泊定員	①宿泊・体験		②日帰・体験		③宿泊・その他		④日帰り・その他		合計	
			団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
加須	100	-	5	0.3%	11	0.6%	144	7.9%	1,655	91.2%	1,815	100.0%
大滝	400	18	65	35.1%	9	4.9%	42	22.7%	69	37.3%	185	100.0%
長瀬	100	40	126	19.6%	69	10.7%	65	10.1%	382	59.5%	642	100.0%
小川	150	115	232	42.9%	90	16.6%	18	3.3%	201	37.2%	541	100.0%
神川	100	36	62	6.0%	47	4.6%	77	7.5%	839	81.9%	1,025	100.0%
名栗	204	196	295	60.2%	57	11.6%	26	5.3%	112	22.9%	490	100.0%
全体	-	-	785	16.7%	283	6.0%	372	7.9%	3,258	69.3%	4,698	100.0%

※その他宿泊定員…テント・バンガロー等

優先度ごとの利用状況（実人数）

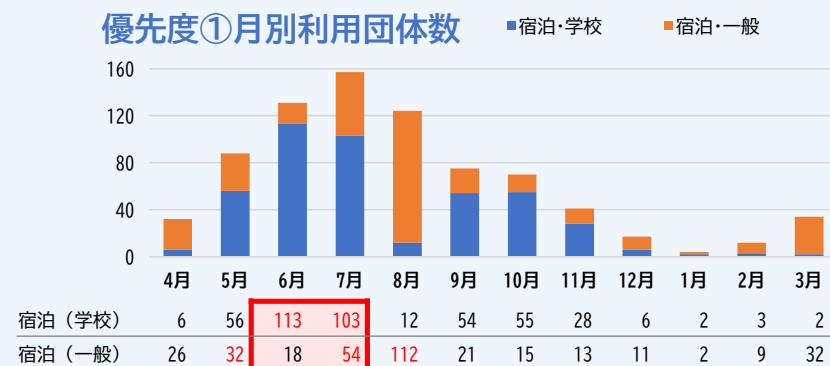


	宿泊室 定員	その他 宿泊定員	①宿泊・体験		②日帰・体験		③宿泊・その他		④日帰り・その他		合計	
			実人数	割合	実人数	割合	実人数	割合	実人数	割合	実人数	割合
加須	100	-	213	0.7%	379	1.3%	4,319	14.6%	24,584	83.3%	29,495	100.0%
大滝	400	18	5,868	65.6%	262	2.9%	2,121	23.7%	691	7.7%	8,942	100.0%
長瀬	100	40	4,067	30.8%	1,018	7.7%	1,590	12.0%	6,533	49.5%	13,208	100.0%
小川	150	115	9,201	48.7%	8,041	42.6%	637	3.4%	1,003	5.3%	18,882	100.0%
神川	100	36	1,713	5.8%	3,247	10.9%	2,561	8.6%	22,208	74.7%	29,729	100.0%
名栗	204	196	16,043	84.1%	1,646	8.6%	784	4.1%	606	3.2%	19,079	100.0%
全体	-	-	37,105	31.1%	14,593	12.2%	12,012	10.1%	55,625	46.6%	119,335	100.0%

※ 数値は令和5年度、主催事業を除く

【現在の利用状況から見た施設の適正規模】

- 優先度①（宿泊・体験）と、優先度②（日帰り・体験）は、活動時間や場所の調整により同時受入れが可能であり、優先度①のピークである6～7月の宿泊利用のニーズを満たす施設規模を有することが適当。
- 6～7月の平均利用団体数は学校108校、一般36団体であり、稼業日1日あたり、学校4.3校、一般1.4団体の宿泊利用が可能な施設規模が適当である。



※ 数値はいずれも令和5年度、主催事業を除く

【自然体験活動の視点から見た施設の優先度】

- 保有コンテンツ・利用状況から、施設の優先度を以下のとおりとする。



- 大滝、小川、名栗は敷地及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動が可能 ※オリエンテーリングやハイキング、星空観察
- 長瀬は自施設のみでは体験活動に制限があるが、周辺の自然環境を生かした体験活動が可能 ※カヌー、宝登山宿泊
- 神川はグラウンドなどを活用したスポーツ活動利用が中心で、自然を生かした体験活動にやや乏しい
- 加須は体育館などを活用したスポーツ活動利用が中心で、自然を生かした体験活動に乏しい

【げんきプラザの再編】

- 「現在の利用状況から見た施設の適正規模」及び「自然体験活動の視点から見た施設の優先度」から、加須げんきプラザ・神川げんきプラザの2所を廃止し、大滝げんきプラザ・小川げんきプラザ・名栗げんきプラザ・長瀬げんきプラザの4所に再編する。

【今後のスケジュール】

- 利用者への影響や現在の指定管理期間を考慮し、加須げんきプラザ・神川げんきプラザは、令和7年度末で廃止することとする。

(5) 県教育局が考える再編後の運営体制

【県直営と指定管理】

- これまで、県直営施設として都市型施設である加須げんきプラザと、豊かな自然を有する大滝げんきプラザにおいて、県施策のモデル事業等を実施し、成果等を指定管理施設に展開してきた。
- 指定管理者制度を導入してから10年以上が経過し、県施策に沿った事業の実施のノウハウが一定程度蓄積されたことから、教育局の一定の関与のもと、指定管理施設においてモデル事業を実施することも可能な体制となっている。
- 以上のことから、大滝げんきプラザについて、指定管理者制度の導入を含め運営方法の検討を行う。

【事業の継承】

- 廃止対象とした加須げんきプラザ・神川げんきプラザにおいてこれまで実施されてきた様々な事業のノウハウ等はげんきプラザにとって財産である。施設の廃止に伴い、継続する施設において可能な限り事業を引き継ぐこととする。

【施設の魅力化】

- 継続する施設についても、施設の老朽化やバリアフリー・ジェンダーフリー等への対応など施設面の課題は多く、上記事業の継承を含め施設の魅力化を検討し、安心・安全に、充実した体験活動が行える施設整備を検討する。

第4 対象施設の現状

- 1 県民活動総合センター
- 2 伊豆潮風館
- 3 県民の森、森林科学館、みどりの村
- 4 げんきプラザ
(加須、大滝、長瀬、小川、神川、名栗)
- 5 県立図書館
(熊谷、久喜)



県立熊谷図書館



県立久喜図書館

(1) 設置目的

公立図書館は図書館法第2条に位置付けられる。そのうち都道府県立図書館には、県民に対する直接サービスの実施に加え、市町村立図書館の運営支援や連絡調整等の実施により、県内全域の図書館サービスの向上に資する役割を担うことが求められる。（例、市町村立図書館では収集が困難な図書等の保存、図書等の搬送ネットワークの構築など）

図書館の 位置付け	- 教育基本法第12条で、国や地方公共団体は図書館その他の社会教育施設の整備によって、社会教育の振興に努めなければならないとされている。 - 社会教育法第9条で、社会教育のための機関とされている。 - また、図書館法第2条において「図書館」とは、図書や記録、その他必要な資料を収集・整理・保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされている。
--------------	---

	国立国会図書館	埼玉県立図書館	埼玉県内市町村立図書館
根 拠	国立国会図書館法	図書館法	
役 割	- 国会活動の補佐 - 行政、司法、国民への図書館奉仕提供	図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）	
		【設置の基本】 - 県民に対するサービス - 市町村立図書館の設置及び運営への指導・助言等 【運営の基本】 - 直接サービスの実施等、県域の実情に即した運営 - 市町村立図書館に対する運営支援 - 県内図書館間の連絡調整等	【設置の基本】 - 住民に対するサービス（生活圏を考慮） - 当該市町村の全域サービス網の整備 【運営の基本】 - 直接サービスの実施等、各市町村の実情に即した運営

(2) 施設の概要

【基本情報】

	熊谷図書館	久喜図書館
所在地	熊谷市箱田	久喜市下早見
設置年	昭和45年（築54年）	昭和55年（築44年）
建築面積	地上3階 延3,580㎡	地上3階 延べ4,059㎡
管理形態	直営	直営
所蔵冊数	約99万冊（うち外部書庫55万冊）	約60万冊
資料分担分野	総記、哲学、歴史、社会科学、産業、海外資料(外国語)、地域・行政資料	自然科学、技術、芸術、言語、文学、児童資料

【施設において実施している主な事業等】

- 専門性の高い図書等の収集とこれを駆使したレファレンスや課題解決支援サービスを展開
 - ＜課題解決支援の一例＞ ビジネス支援サービス(経営・起業・就労等)、健康・医療情報サービス(がん、認知症等)、障害者サービス(障害があっても利用しやすい資料の製作・提供)、海外資料サービス(外国語資料の提供等の多文化サービス)、子供読書支援センター(ボランティア養成や学校図書館支援)
- 図書等の搬送や人材育成などを通じた県内図書館等の支援も実施
- デジタルライブラリーの公開、情報の探し方講座など、資料・情報の活用を促進

【県立図書館を取り巻く社会状況の変化】

- 少子高齢化やグローバル化の進展、人口減少時代の到来など、**社会環境は大きく変化**
- 特に**情報通信技術（ICT）の高度化**は時や場所を選ばないサービス提供を可能とし、今後の図書館サービスの展開にその活用が必要不可欠
- 多様化・複雑化する社会課題の解決を目指して**他者と協働**したり、学んだ成果を**新たな価値に転換**したりする取組のより一層の展開
- 市町村立図書館**設置率の上昇**

（参考）市町村立図書館の設置状況

- ・ 県立図書館4館を整備した昭和55(1980)年当時、図書館を設置している県内市町村は5割強
- ・ その後市町村立図書館の整備が大幅に進展し、平成12(2000)年には8割の県内市町村が図書館を設置
- ・ 平成11(1999)年以降のいわゆる「平成の大合併」を経て、現在9割を超える県内市町村が図書館を設置
- ・ 設置館数は、昭和56(1981)年の64館から、令和3(2021)年には178館に増加

（参考）他県等の設置状況

- ・ 47都道府県すべてに都道府県立図書館が設置されている
- ・ 近県の市町村立図書館設置状況は右図のとおり

市町村立図書館の設置状況

	市町村数 A	設置市町村数 B	設置率 B/A
昭和55（1980）年	92	50	54.3%
平成2（1990）年	92	65	70.7%
平成12（2000）年	92	75	81.5%
平成22（2010）年	64	60	93.8%
令和3（2021）年	63	59	93.7%

市町村立図書館の設置状況（近県）

	市町村数 A	設置市町村数 B	設置率 B/A
千葉県	54	40	74.1%
東京都	62	58	93.5%
神奈川県	33	29	87.9%

出典：日本の図書館 統計と名簿（日本図書館協会）2023集計

(3) 県教育局によるこれまでの検討状況

令和3年度	新しいタイプの図書館検討有識者会議 (これからの時代の図書館像を議論)	次の3点の図書館像を提示 ①デジタルネットワーク上における県内全域の情報拠点「プラットフォームライブラリ」 ②創造的な社会参画を生み出す拠点「エンパワーメントライブラリ」 ③県内図書館ネットワークの中核として、時代の要請に応じたサービスを展開する「リーディングライブラリ」
令和4年度	新埼玉県立図書館基本構想検討専門家会議 (新たな県立図書館における機能やサービスを議論)	主な意見 ・ 公立図書館が地域の姿を未来へ伝えていくため、 地域資料のデジタル化及び紙・デジタル両方での保存が重要 ・ 県民が対話協働して 新たな価値を創造する場の提供 、成果のアーカイブ化が必要 ・ 県全体の図書館サービス向上のための 市町村立図書館への支援 が必要
	県民とともに作る新県立図書館ワークショップ (基本構想に関する県民同士の意見交換)	主な意見 ・ 埼玉県のことなら全てわかる図書館 、交流して知識を持ち帰ることのできる図書館、 デジタルアーカイブに強い図書館 、が望まれる
令和5年度	新県立図書館基本構想(案)に対する県民コメント (意見件数41件)	主な意見 ・ 来館でなければ利用できない内容のものは 市町村の図書館などの施設も利用できるよう連携 すれば良い ・ レファレンスのAI化ができないか

【新埼玉県立図書館基本構想の策定(令和5年10月)】

1 趣旨

- 社会環境の変化を踏まえて、新たな県立図書館の方向性や目指す図書館像、重点機能、主なサービスをまとめるもの

2 概要

ア 新たな県立図書館の方向性

市町村立図書館等との連携により、幅広い図書等へのアクセスを保障する図書館へ

デジタル技術の活用により、非来館型サービスが充実した図書館へ

県民の協働による学び、価値創造の取組を支援する図書館へ

イ 新たな県立図書館が目指す図書館像

図書館像1 埼玉の地域資料の拠点となる図書館

図書館像2 来館しなくても県民誰もがサービスを楽しむことができる図書館

図書館像3 県内図書館サービス全体の充実に資する図書館

図書館像4 県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館

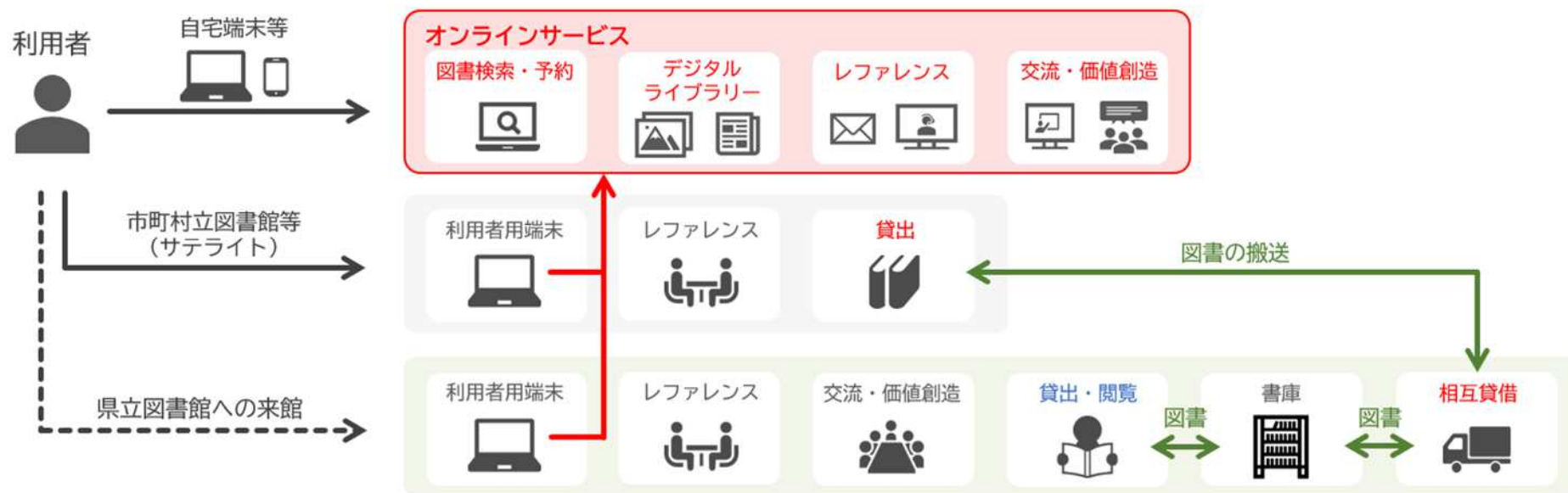
ウ 新たな県立図書館の重点機能と主なサービス

重点機能	主なサービス
① 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能	✓ 埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供（紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供） ✓ 継続的な資料提供サービスのための図書等の閉架書庫での保管・保存
② デジタルライブラリー機能	✓ 電子書籍の導入、デジタル化資料提供サービスの拡大 ✓ リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービス ✓ 充実した書誌情報による蔵書検索、横断検索、及び図書館所蔵資料に限らない検索サービス（ディスカバリーサービス）
③ 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能	✓ 専門図書や多様性に配慮した図書等の収集とデジタルアーカイブ化による提供サービス ✓ 市町村立図書館等と連携した図書等搬送・貸出サービス
④ 交流・価値創造機能	✓ 県民の学び合いを支援するリアルとデジタルでの交流機会の提供サービス ✓ 県民の対話等により生み出された成果の保存・提供サービス

(4) 県教育局が考える新県立図書館の整備

【新県立図書館の主な利用イメージ】

- 新県立図書館では、オンラインサービスを主体とするが、ICTに不慣れな方など配慮が必要な利用者へのサポートを行う
- 紙資料の貸出については、在住市町村の図書館等(サテライト)での受け取りを基本として対応
- ただし、貸出不可の資料等の閲覧や即時の貸出を希望する場合、引き続き来館が必要



【県教育局が考える新県立図書館の主なサービス及び施設整備の方向性】

主な重点機能	主なサービスの方向性	施設整備の方向性
機能① 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能 ✓ 埼玉ゆかりの地域資料を幅広く収集・提供する機能 ✓ 埼玉ゆかりの紙資料及びデジタル資料を適切に保存する機能 機能② デジタルライブラリー機能 ✓ デジタル技術を活用した図書館サービスを提供する機能 ✓ 国立国会図書館及び県内博物館等の資料など多様な情報へアクセスできる機能 機能③ 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能 ✓ 市町村立図書館等にはない専門図書等の収集などの補完機能 ✓ 相互貸借や蔵書横断検索などの県内図書館をつなぐ機能 ✓ 市町村立図書館等職員の人材育成などの支援機能 機能④ 交流・価値創造機能 ✓ 県民同士のつながりを育み、県民の学び合いを支援する機能 ✓ 県民の対話等により生み出された新たな価値を保存・提供し、県民の交流を促進する機能	【提供（閲覧・貸出）】 来館しなくても利用可。電子書籍やデジタル化資料により閲覧・貸出。デジタル化が困難な図書等は市町村の図書館等を通じて貸出。 【検索・予約・レファレンス】 来館しなくても利用可。オンラインシステムでの検索・予約、電話やメール・チャットを利用したレファレンスを実施。 【専門図書等の収集】 専門図書や多様性に配慮した図書等（点字資料、外国語資料など）を収集。 【資料等の保存】 適切な保存環境を整え継続的に資料を保存・提供。 【相互貸借】 協力車により県内市町村図書館等に図書等を搬送。搬送回数を増加するなどしてサービスを向上。 【人材育成】 オンラインや動画配信による研修を実施。実演を含む対面研修を必要に応じて実施。 【つながり・学び合いの支援】 来館しなくても利用可。県民の交流機会の提供のためミーティングや講座等を開催。オンラインを基本として実施。	【提供（閲覧・貸出）】 地域資料を含む一部禁帯出資料等の閲覧は引き続き来館して利用する必要があるため、最小限の閲覧スペースを設ける 【検索・予約・レファレンス】 ICTに不慣れな方へのサポートなど、対面での対応を要するため、最小限の受付カウンター等を設ける 【資料等の保存】 資料等はオープンスペースに配架しないことを基本とし、適切に保存できる閉架書庫を設ける 【相互貸借】 市町村図書館等への効率的な搬送のために資料を集約して保存するとともに、資料仕分けや荷下ろしスペースなど必要な施設を設ける 【人材育成】 必要に応じて対面による研修を行うため、最小限のスペースを設ける 【つながり・学び合いの支援】 必要に応じて対面での講座等を行うため、最小限のスペースを設ける

【県教育局が考える新県立図書館施設整備の方向性(まとめ)と設置場所に求める要素】**施設整備の方向性（まとめ）**

1. デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスを中心とし、最小限の必要なスペース（閲覧スペースや受付カウンター、研修・講座スペースなど）を設ける
2. 資料等はオープンスペースに配架しないことを基本とし、適切に保存できる閉架書庫を設ける
3. 効率的な搬送のために資料を一カ所に集約し保存するとともに、資料仕分けや荷下ろしスペースなど必要な施設を設ける

**設置場所に求める要素**

- ① 図書等の各市町村立図書館等への効率的な搬送のため、県立図書館から県内各地域へのアクセスが良いこと
- ② 貸出不可資料の閲覧等のため、県民から県立図書館へのアクセスが良いこと
- ③ 公用地の活用が見込めるなど、土地の確保が容易であること

第5 提言

(1) 県民活動総合センターに対する提言

近隣市町村における類似施設の設置状況や施設の利用状況、DXの進展や利用者ニーズの多様化などの社会環境の変化、費用対効果を踏まえると、県が運営すべき施設としての役割を終えているものと考えられ、施設を廃止すべきである。

県民活動の支援や生涯学習機会の提供等のために、当該施設で実施している「彩の国市民活動サポートセンター(たまサポ)」や「埼玉未来大学」などのソフト事業は、当該施設がなくとも実施は可能である。より効果の高い事業を実施できるよう、施設管理に要していた費用をソフト事業の拡充などに活用する検討が考えられる。

施設の廃止に当たっては、当該施設を活動拠点としている利用者や団体の活動への影響やその対応策を検討した上で、廃止時期を決定すべきである。

<理 由>

- (1) 平成2年の設置時と比べると、近隣の市町村において、ホールや体育館、会議室といった機能を持つ類似施設が整備されているため、他の公共施設や民間施設で代替可能と考えられる。
- (2) 開設から30年経過した時点においても、県内の利用者の状況は、近隣市町が多数を占め、全ての県民を対象とした施設として設置し続ける理由に乏しい。また、コロナ禍を経てDXの活用が飛躍的に進み、オンラインミーティングなど県民の活動態様も多様化しており、拠点施設を中心とした支援策からソフト事業を重視した支援への転換が求められる。
- (3) 今後、施設の管理運営費に加えて改修費など多額の費用が見込まれるが、かかる費用に比して、県民の利用者は少ない。また、施設の利用が、地域社会活動の参加にどの程度寄与しているかも不透明である。

(2) 伊豆潮風館に対する提言

障害者やその家族の受入れが民間宿泊施設で代替可能となってきた状況を踏まえると、県が多額のコストをかけて維持する必要性は低いと考えられ、施設を廃止すべきである。

県は、民間宿泊施設の受入環境が整うよう、県民への周知や民間宿泊施設のスタッフへの研修など、ソフト面の支援でリーダーシップを発揮することが重要である。

施設の廃止に当たっては、今後の障害者とその家族へのサポートの在り方を十分に検討するとともに、廃止後、速やかに売却できるよう、並行して必要な検討、調整等を行うべきである。

障害者やその家族のニーズから必要があれば、費用の一部を補助するクーポン事業の実施も考えられる。

<理 由>

- (1) 同種の施設を設置しているのは全国で3自治体であり、このうち県外に設置しているのは埼玉県のみである。障害者以外の一般の利用や県外在住者の利用も多く、施設の役割が時代のニーズに合っていないものと考えられる。
- (2) 障害の程度等によって、民間宿泊施設では対応が不十分な面もあると考えられるが、多様性、共存はどの場面でも必須であり、県は民間宿泊施設でのサービス提供の支援等を検討すべきである。
- (3) 埼玉県内にも観光名所や宿泊施設は多数あり、県内の民間施設で同種のサービスを提供できることが望ましい。

(3) 県民の森、森林科学館、みどりの村に対する提言

市町村や民間施設との適切な役割分担を前提に、他の施設への機能集約・移管を検討すべきである。

森林科学館について、森林学習のための資料展示等を行う施設を現地（秩父市中津川）に設置する必要性は説得力に欠ける。このため、まずは、利用率の低い森林科学館の廃止に向けた検討を進めるべきである。

<理 由>

- (1) 施設設置の成果を利用者数で測っているが、施設の利用者数が少なく成果が不十分である。また、施設の設置が農業・林業への理解や振興にどの程度寄与しているのか、費用対効果が不透明である。
- (2) 「森林とのふれあい」「森林の総合学習」「都市山村交流」という各施設の意義は理解できるが、重複した事業も見受けられ、市町村・民間施設との役割分担を踏まえると、現状からの見直しが必要である。
- (3) 森林科学館について、森林・林業への理解や学習の重要性は、設置当時より高まっていると思われるが、森林学習機能は他の施設に移転しても問題が生じるとは考えにくく、施設を維持するコストや人員を体験学習を中心としたプログラムに回すことが望ましいと考えられる。

(4) げんきプラザに対する提言*

施設の設置意義や今後の方向性を検討した上で、適正規模を整理し、2所（加須、神川）廃止の結論に至った一連の考え方や根拠などは妥当である。

一方、各施設の運用に当たっては、冬季の稼働率を上げるための方策を検討すべきである。また、設置目的が近い他の公の施設と所管課を超えて連携するなど、柔軟な運用が望まれる。

集約後の4所における指定管理者制度の適用に当たっては、単なる県の業務代行に留まらず、適切なKPIの設定や魅力的な施設運営、閑散期の効果的な活用インセンティブを与えるなど、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かせることが必要である。そのためにも、4所への同一事業者による指定管理の一括導入を検討すべきである。

なお、4所における運用状況を検証し、引き続き適正規模の検討を行うべきである。また、規模の検討に当たっては、施設の老朽化の状況にも留意すること。

<理 由>

- (1) 宿泊室における冬場の平均稼働率は2割を下回っており、稼働率の向上が求められる。企業研修やサークル活動など生涯学習としての利用を促進することも考えられる。
- (2) げんきプラザは、設置目的が森林ふれあい施設と同様の部分もあり、森林科学館の機能受入れなどの運用も考えられる。
- (3) 大滝げんきプラザへの指定管理者制度の導入は、利用者サービスの向上や経費の節減などのメリットがあると考えられる。

*令和7年2月5日提言

(5) 県立図書館に対する提言*

熊谷、久喜の2館を廃止し、閉架式書庫を備えた、非来館型のサービスを中心とする最小限のスペースでの施設整備の方向性は妥当である。設置場所については、市町村立図書館や県民とのアクセス、土地確保の面を踏まえて、複数の候補を検討し選定することが望ましい。

新県立図書館においては、デジタル技術を積極的に利活用し、県の施設として、広域・専門的なサービスの提供や市町村立図書館への各種支援（研修、蔵書構成支援、デジタル化支援など）に特化していくべきである。

<理 由>

- (1) 複写サービスや市町村立図書館との相互貸借による県立図書館窓口での貸出の原則廃止、オンラインレファレンスサービスなど機能面を重視した再整備を行うことにより、施設面積は大幅に削減できるものと考えられる。また、1館への集約は情報の一元化の観点からも利点がある。
- (2) 立地条件や資料保護の面からもデジタル技術の活用が求められる。閉架式の場合においても、利用者が図書をオンラインでブラウジング（見て回る）できるような仕組みの検討が必要である。併せて、図書の電子化を進めるべきである。
- (3) 閉架式書庫が主となることにより、相互貸借による市町村立図書館への配送量が増加することも見込まれ、可能な限りサービスレベルを落とさないよう効率的に配送する工夫が必要である。

*令和7年2月5日提言

第6 おわりに

本報告書は、限られた時間と情報の中で検討を行い、我々委員の立場から、対象施設の今後の在り方の方向性について提言したものである。

今後、埼玉県には、本会議の提言を踏まえて、それぞれの施設の利用者や関係者への影響も十分に考慮した上で、具体的な施設の在り方の見直しに着手する努力を強く求める。

また、施設の在り方の検討は今回をもって終了するのではなく、今回の会議において対象としなかった公の施設も含めて、日頃の運営の中で不断の見直しに努めることを期待する。

最後に、本会議の運営に当たり、御協力いただいた関係者の皆様に厚く感謝と御礼を申し上げるとともに、埼玉県が本報告書の提言を十分に検討され、見直しが着実に実行されることを切に願う。

参 考

(資料1) 埼玉県公の施設の在り方有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県が保有する公の施設の在り方を検討するに当たり、専門的な見地から提言を得るため、「埼玉県公の施設の在り方有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に提言する。

- (1) 施設の必要性に関すること
- (2) 施設の活用方策の助言に関すること
- (3) その他、施設の在り方に関すること

(組織)

第3条 有識者会議は、公共施設のマネジメント等について優れた見識を有する者のうちから、知事が依頼する委員4名以内で組織する。
2 委員の任期は依頼した日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 有識者会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
3 やむを得ない理由により会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。

4 前項により提出された委員の意見は、委員が会議に出席したものとみなしてその意見を取り扱う。

(会議の公開・非公開)

第6条 会議は、原則非公開とする。

(公の施設に関する調査)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員に対し、公の施設に関する調査を行い、有識者会議に報告するよう求めることができる。
2 委員が、前項の調査を行った場合は、会議に出席したときと同様に取り扱う。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員の職を通じて知り得た秘密を公表又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(資料2) 埼玉県公の施設の在り方有識者会議委員一覧

No.	氏 名	所属・役職
1	齊 藤 由里恵（委員）	中京大学経済学部 准教授
2	堤 洋 樹（委員）	前橋工科大学工学部 准教授
3	南 学（会長）	東洋大学P P P研究センター 客員研究員
4	宮 川 暁 世（委員）	日本政策投資銀行 産業調査部長 兼 地域調査部担当部長

(資料3) 検討経過

開催回	年 月 日	内 容
第1回	令和6年11月29日	対象施設の現状と今後の活用について
第2回	令和7年 1月16日	対象施設の評価結果について、提言の骨子について

※ 第2回会議終了後、会長預かりで報告書の最終案を取りまとめ

※ 最終案を基に、各委員の意見確認を書面で実施

※ げんきプラザ及び県立図書館に対する提言を通知（令和7年2月5日）